

# 第2次滝沢市地域福祉計画

令和5年度～令和13年度

令和5年3月

岩手県滝沢市

## はじめに

近年、少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化・多様化等により、人々の暮らしや働き方、考え方が大きく変化してきています。こうした社会構造の変化等を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、人々が暮らしていく上では、不安やストレス、孤独死、ホームレス、貧困、家庭内暴力、虐待、犯罪等の諸問題が複雑化・複合化し、「生きづらさ」が多様化してきていることが課題となっています。具体的には、一人暮らしの高齢者の増加や孤独死、80歳代の親と50歳代の子どもとの組み合わせによる「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子育て家庭の孤立、児童虐待等が複合化し、解決が困難なケースが多くなってきています。これまでの介護、障がい者、子ども・子育て等、単一の専門分野の制度利用や支援だけではなく、制度の狭間を埋める他分野連携の取組が必要となってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業の増加、外出機会や交流が制限されたり、新しい生活様式での暮らしへの転換の中で、相談支援や地域活動等が行われたりしており、人と人とのつながりを再構築し、孤立せずにその人らしさを大切にしたい生活を送ることができる地域にしていくことが求められています。

このような中、本市では第1次滝沢市地域福祉計画（平成28年度～令和4年度）について、福祉や地域活動の代表者等で構成する滝沢市地域福祉計画策定懇談会での意見聴取や市民アンケート調査のほか、関係団体へのヒアリング調査等を行い、これまでの取組の成果等を検証し、基本理念を「誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち～みんなの参加と協力により共生のまちづくりを進めます～」とした第2次滝沢市地域福祉計画を策定いたしました。市民一人一人が自分らしく心地よく暮らしていくために、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もそれぞれの役割を担い、地域の絆を大切にしながら、自助、共助、公助が一体となり、ともに支えあい孤立や排除のない共生の地域づくりを目指してまいります。

地域福祉の推進には、行政のみならず、市民や社会福祉協議会、ボランティア、福祉・地域活動の団体・関係機関等の多くの皆様の参加が重要となりますので、本計画へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました滝沢市地域福祉計画策定懇談会参加者の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査にご協力いただいた市民の皆様、各団体・関係機関の皆様にご多大なるご支援とご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

滝沢市長 武田 哲

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方について	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 社会情勢、環境	1
(2) 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の法的根拠	2
(2) 各計画等との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画策定体制	5
第2章 地域福祉の課題	6
1 統計資料からみた現状と課題	6
2 アンケート調査結果からみた現状と課題	18
3 ヒアリング調査結果からみた現状と課題	22
4 滝沢市の地域福祉を取り巻く現状と課題	23
第3章 計画の目指す方向	25
1 地域福祉における地域の範囲	25
2 基本理念と基本目標	26
(1) 基本理念	26
(2) 基本目標	26
(3) 地域福祉計画の推進におけるそれぞれの役割	27
3 計画体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 人材づくり ～支え合いの心を育て地域福祉の醸成を図ります～	29
基本目標2 仕組みづくり ～地域課題の発見から解決までの機能の充実を図ります～	32
基本目標3 地域づくり ～地域で活動する個人・組織を支える地域福祉の活性化を図ります～	42
第5章 地域福祉計画の推進に向けて	47
資料編	
1 市関連事業一覧	48
2 計画策定の経過	50
3 滝沢市地域福祉計画策定懇談会出席者一覧	51
4 各種調査概要	53
5 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置規程	55
6 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチームメンバー一覧	57

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 社会情勢、環境

近年、少子高齢化が進むとともに人口減少が本格化してきており、社会経済の担い手の減少、個人の価値観の変化・多様化、ICTの急速な発達、グローバル化などにより、人々の暮らしや働き方、考え方が大きく変化してきています。

こうした社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、人々が暮らしていく上での課題は、不安やストレス、孤独死、ホームレス、貧困、家庭内暴力、虐待、犯罪などの諸問題が複雑化・複合化し、「生きづらさ」も多様化してきています。

また、暮らしの中での課題としては、一人暮らしの高齢者の増加や孤独死、「8050問題※」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子育て家庭の孤立、児童虐待などが複合化し、解決が困難な課題が多くなってきています。これまでの介護、障がい者、子ども・子育て等、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており、制度の狭間を埋める他分野連携の取組が必要となってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業の増加、外出機会や交流の制限による諸課題への対応や新しい生活様式での暮らしへの転換の中で、相談支援や地域活動等が行われており、人と人とのつながりを再構築し、孤立せずにその人らしさを大切に生活を送ることができる地域にしていくことが求められています。

※8050問題：80歳代の親と50歳代の子どもとの組み合わせによる親の年金への生活の依存と介護の問題、社会的孤立等が全国的にも深刻な地域課題となっています。

### (2) 策定の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に「健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまち」を基本理念とする「第1次滝沢市地域福祉計画（計画期間 平成28年度～令和4年度）」を策定し、また令和元年度に社会福祉法改正や各種計画の更新等に合わせて一部見直しを図り、計画に基づく活動や事業を各分野連携のもと展開してきました。

本計画策定にあたっては、これまでの取組状況や社会背景の変化を踏まえ、市民が多様化する地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくための福祉分野の総合的かつ包括的な計画となるよう策定を進めました。

第2次滝沢市地域福祉計画においては、本市の地域福祉をとりまく状況の変化や国の動向を踏まえ、これまでの計画内容の見直しを行い、「人材づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」を柱として策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

①本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ②地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

地域共生社会とは、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超越、互いに支え合い、世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに築き上げていくことができる社会のことです。平成29年（2017年）6月に社会福祉法が一部改正され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられました。

さらに、令和2年（2020年）6月の社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、本市においても重層的支援事業推進を目指し、取組を進めるための指針とするものです。

### ③成年後見制度の利用促進、再犯防止の推進、生活困窮者に対する支援

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」の策定が努力義務とされたことから、第2次では、この2つの計画を包含する計画として策定しました。

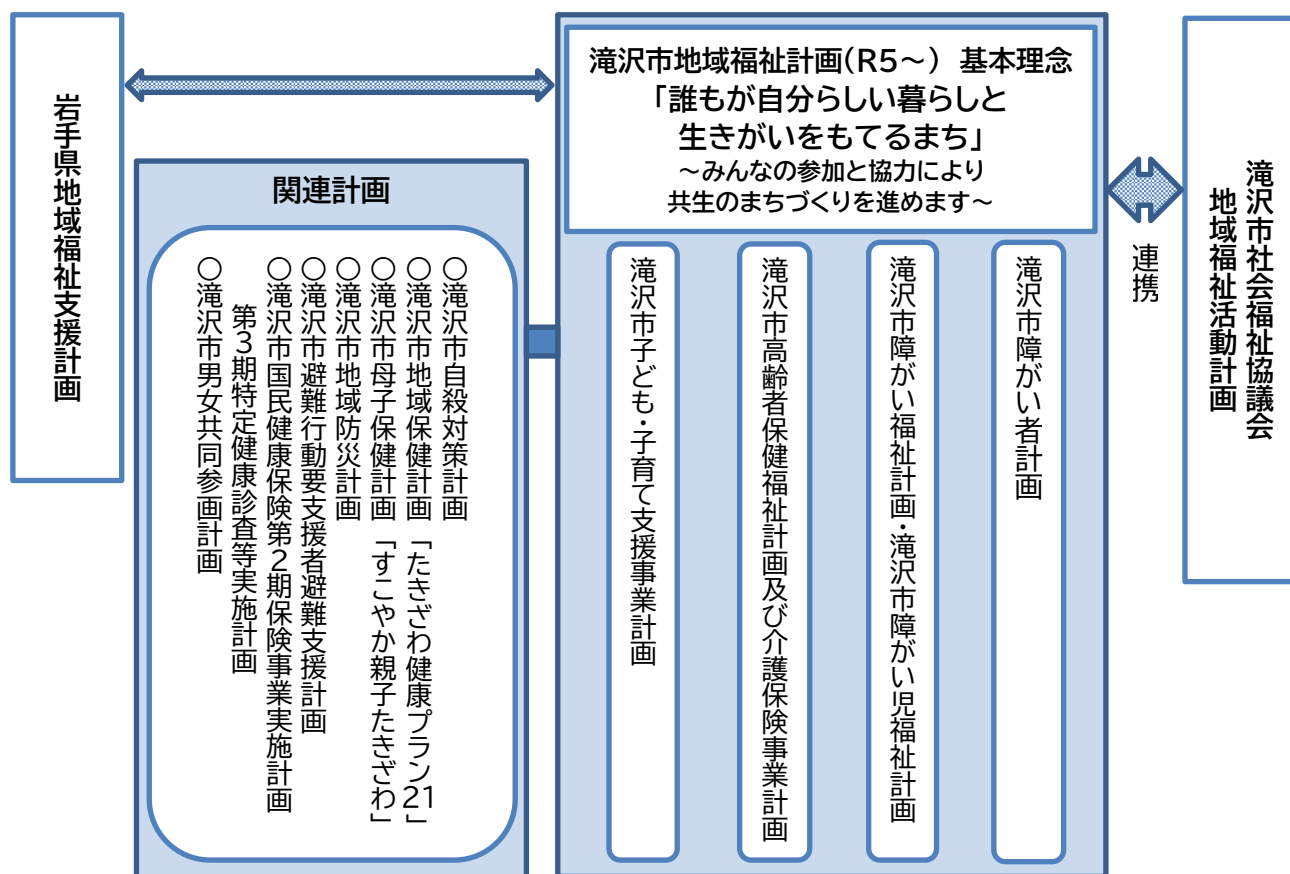
また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、地域福祉計画の中で生活困窮者に対する支援方策を盛り込むことが求められていることから、生活困窮者自立支援法に基づく支援についても本計画に含みます。

## (2) 各計画等との関係

本計画は、地域福祉を推進していくための基本的な方針・方向性を示す理念計画です。

また、障がい者計画、障がい（児）福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点で一部再整理したものであり、市が策定しているその他関連計画とも理念や方針・方向性の整合性を図り、関係部局との協力・連携を具体化していきます。















〔各種計画との関係イメージ〕



(令和5年4月現在)

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和13年度までの9か年です。  
 また、令和9年度での見直しの必要性を検討します。  
 なお、法改正等があった場合は、柔軟に見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地域福祉計画	 第2次								
障がい者計画	 第2次						 第3次		
障がい福祉・障がい児福祉計画	 第6期 第2期	 第7期 第3期		 第8期 第4期		 第9期 第5期			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	 第8期	 第9期		 第10期		 第11期			
子ども・子育て支援事業計画	 第2期		 第3期				 第4期		

※ 実線は策定済み及び策定中、点線は策定予定

## 4 計画策定体制

本計画策定にあたっては、アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査などによる実態の把握に努め、市民や福祉関係者などの意見を踏まえて計画を策定しました。また、庁内関係部局の代表者により構成される、滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という）を設置し、計画案を作成するとともに、福祉や地域活動などの代表者等で構成される「滝沢市地域福祉計画策定懇談会」やパブリックコメントを実施し、幅広く意見を求めました。

### ①地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム

庁内関係部局の代表者により構成される「プロジェクトチーム」を設置し、計画案の作成を行いました。

### ②地域福祉計画策定検討ワーキンググループ

プロジェクトチームの課に属する職員と滝沢市社会福祉協議会職員で構成し、プロジェクトチームが決定した事項に基づき、実務的な作業や意見交換を行いました。

### ③地域福祉計画策定懇談会

福祉や地域活動などの代表者、学識経験者などにより構成される「滝沢市地域福祉計画策定懇談会」を設置し、計画内容について福祉、保健等に関するそれぞれの立場から幅広い意見が出されました。

### ④アンケート

本計画を策定するにあたり、18歳以上の市民を対象にした「滝沢市地域福祉計画に関するアンケート」を実施しました。調査は3,000票配付のうち、1,344票を回収（回収率44.5%）し、地域福祉に関する考えや実態を確認しました。

### ⑤ヒアリング（担い手からの意見聴取）

地域の福祉関係団体や地域活動の関係者に対し「地域共生社会」や「包括的支援体制」をテーマとしたワークショップ形式での意見聴取を行い、地域活動における現状や課題等の抽出を実施しました。10団体79名が参加し、633件の意見が出されました。

### ⑥パブリックコメント

計画案を作成後、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を踏まえ計画への反映に努めました。



## 第2章 地域福祉の課題

### 1 統計資料からみた現状と課題

○総人口は微増となっていますが、高齢者数が増加しており、令和2年の高齢化率（25.4%）は岩手県（33.8%）よりも低いものの、着実に高齢化が進行しています。

○見守りや支援が必要な世帯および要介護者は増加しており、今後もこの傾向が続くと考えられることや、現在は減少傾向にあるものの犯罪等の事件・事故については社会情勢等の影響も大きいことから常態的に注意が必要です。

○今後は、高齢化の進行に伴い、見守りや支援を必要とする人が増加すると予測されます。

一方で、生産年齢人口の減少や経済の停滞等から働き盛りの市民が地域福祉の担い手として活動することが難しくもなっています。支援を必要とする人たちが地域の中で生活を続けることができるように、ボランティアの活用や元気な高齢者が地域福祉の担い手として活躍できることが重要です。

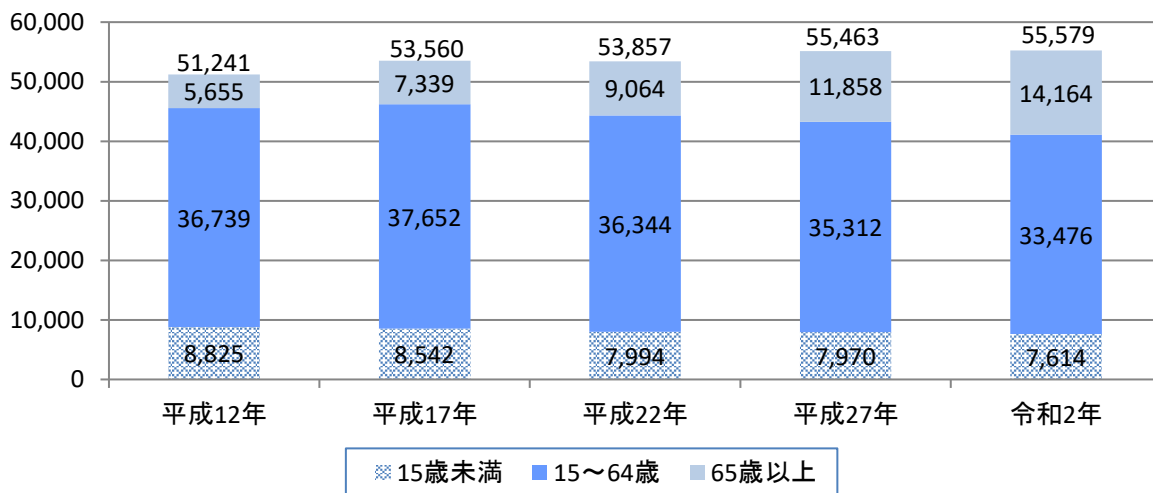
#### 【主な統計資料】

人口	微増、高齢化の進行
自然動態	出生：微減、死亡：増加、⇒自然増減数0に近づく
社会動態	転入：減少、転出：減少
世帯	増加、核家族世帯、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、母子世帯も増加
要介護者	要支援、要介護認定者、障害者手帳所持者といった支援が必要な市民が増加
虐待	横ばい
犯罪	減少
交通事故	減少
子どもの声掛け事案	微増
ボランティア	登録者：微増、団体：横ばい
地域づくり懇談会	減少

### ①総人口及び年齢3区分人口の推移

総人口を見ると各年で増加しておりますが、増加数は徐々に緩やかになってきており、令和2年では55,579人となっています。

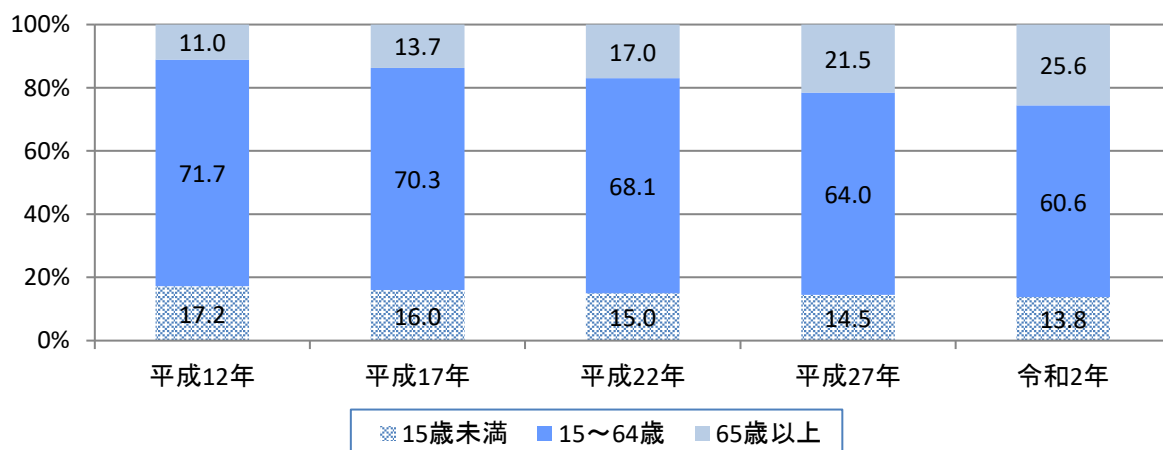
【総人口及び年齢3区分人口の推移】



資料：国勢調査（年齢不詳含まず）

人口比率を見ると、「15歳未満」と「15~64歳」は減少しているのに対し、「65歳以上」は各年で増加しており、平成17年から平成22年の間に、「15歳未満」と「65歳以上」の比率が逆転しています。また、平成27年以降は「65歳以上」の比率が毎年1%程度増加しています。

【年齢3区分人口比率の推移】



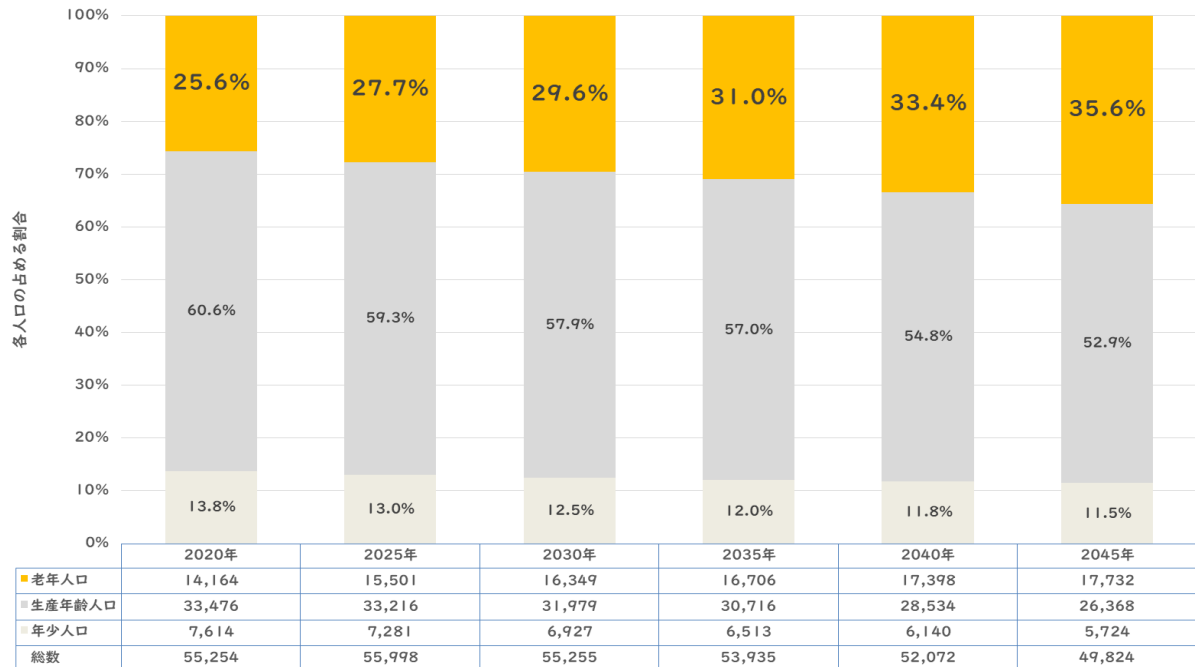
資料：国勢調査

## ②人口の将来推計

人口総数は、2030年以降は減少傾向となり、2045年には49,824人と見込まれています。

また、老年人口の割合は増加していき、2045年までに10%増加すると見込まれており、高齢化がさらに進行するものと予想されます。

【人口の将来推計】



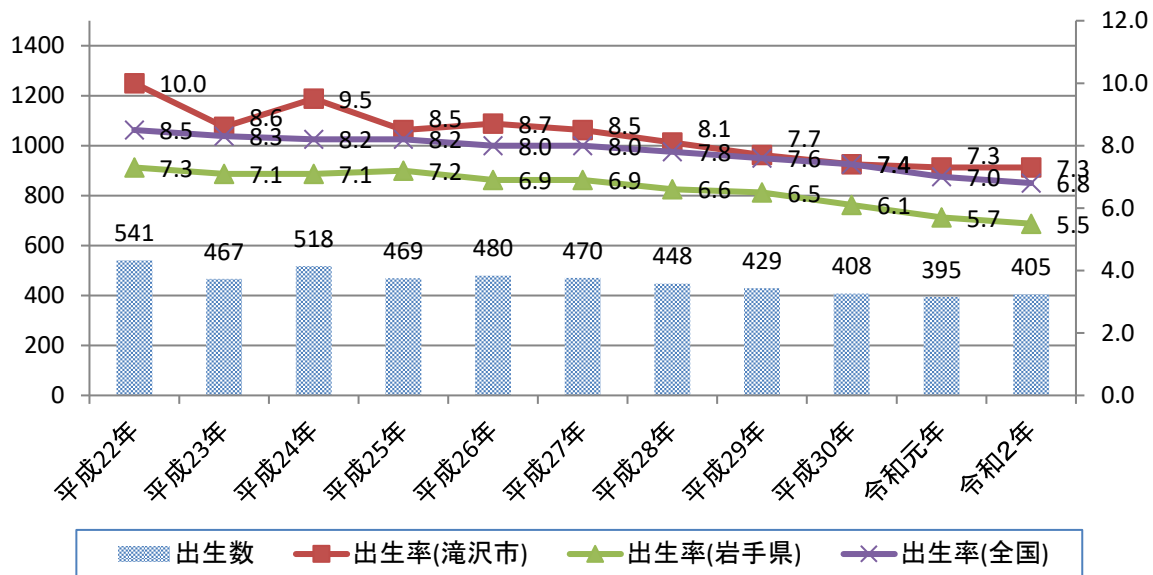
資料：2020年は国勢調査、2025年以降は社人研による推定値

### ③自然動態（出生）の推移

出生数は減少しており、令和2年は405人となっています。

出生率も出生数と同様に減少しており、全国に近い値で推移しております。

【出生数・出生率の推移】

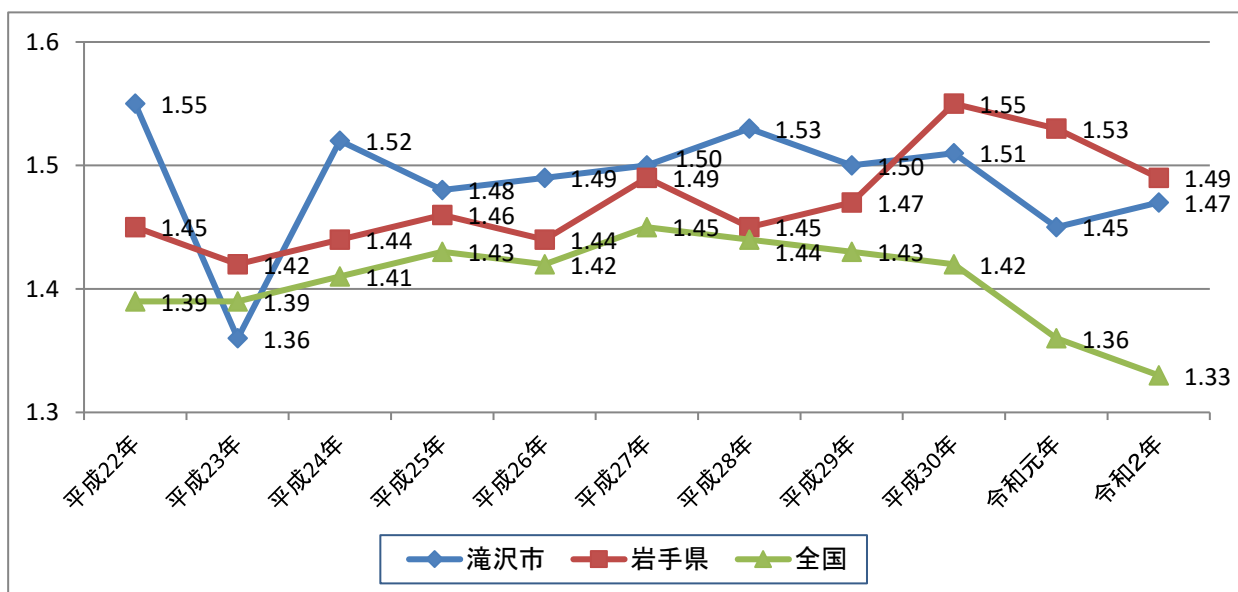


資料：人口動態統計

合計特殊出生率は全国と同様の傾向を示すことが多くなっています。

近年は全国を上回っており、平成27年から平成30年までは1.50以上で推移していましたが、令和2年は1.47となっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計

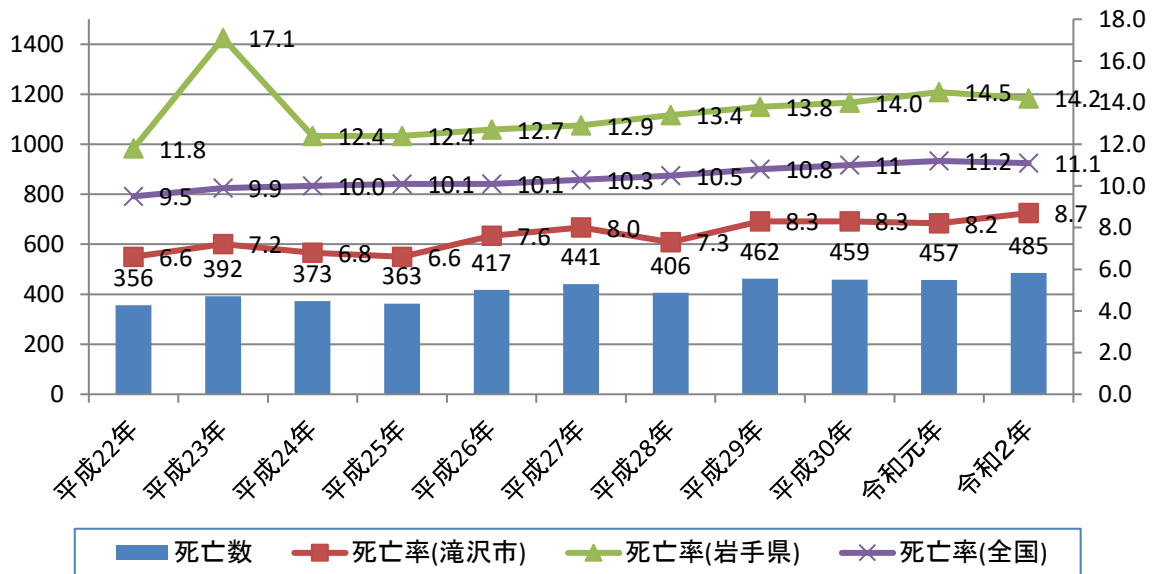
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### ④自然動態（死亡）の推移

死亡数は増加しており、令和2年は485人となっています。

死亡率は緩やかに上昇していますが、岩手県や全国と比較すると各年下回って推移しています。

【死亡数・死亡率の推移】

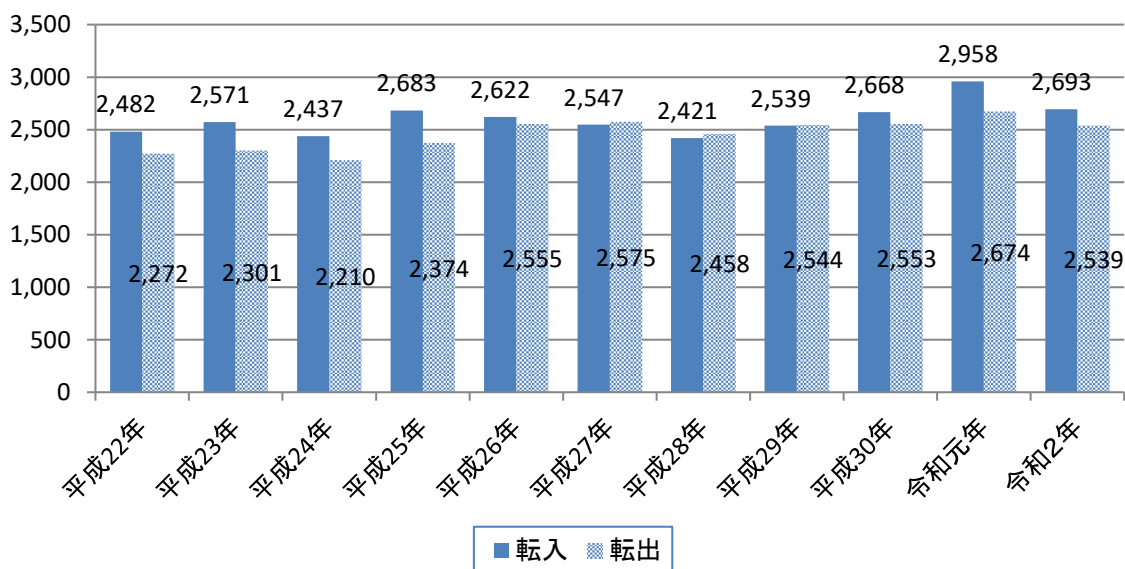


資料：人口動態統計

#### ⑤社会動態（転入・転出）の推移

転入・転出ともに平成28年から増加傾向にありましたが、令和2年は減少に転じています。

【転入・転出の推移】



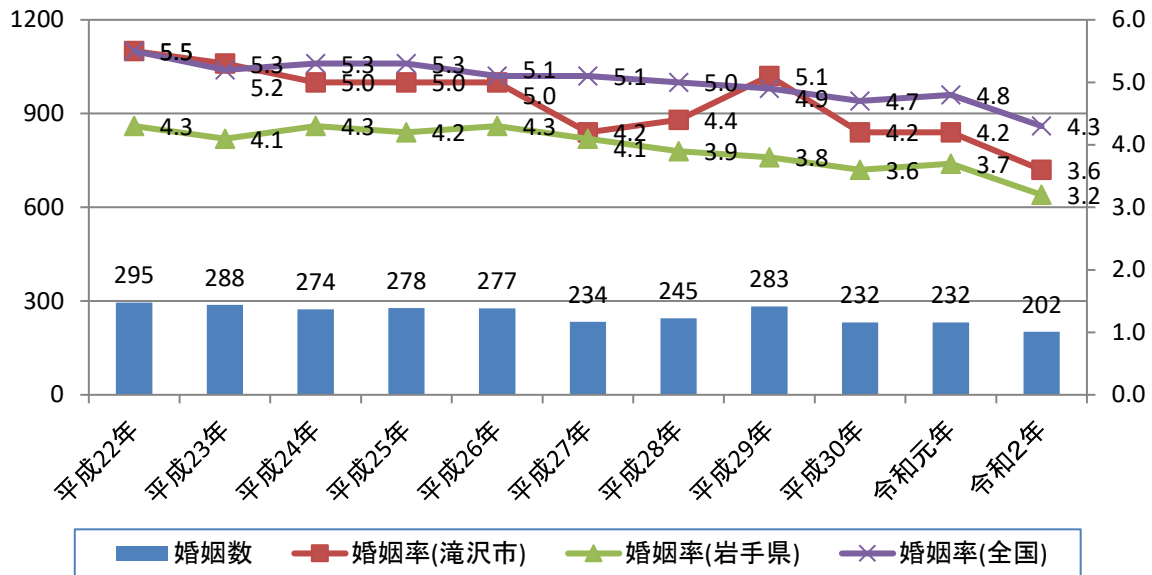
資料：市民課 注1)各年10月1日～9月30日 注2)平成24年7月以降は外国人含む。

## ⑥婚姻・離婚の推移

婚姻数は平成20年台はほぼ横ばいで推移していましたが、平成30年以降は減少傾向となっています。

婚姻率は毎年岩手県を上回って推移しており、概ね全国と同様の傾向で推移しています。

【婚姻数・婚姻率の推移】

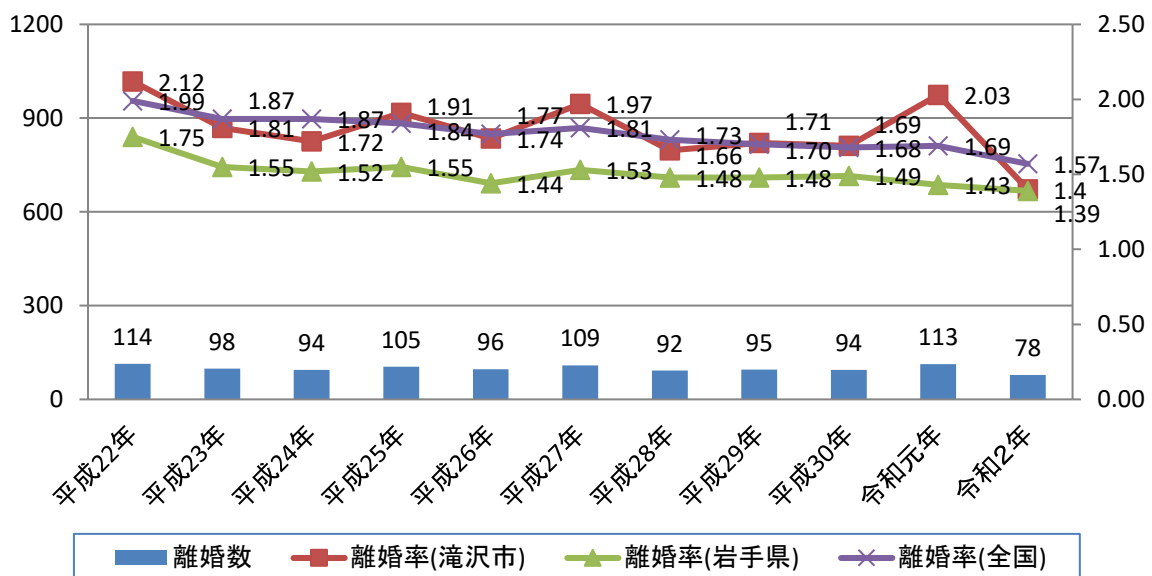


資料：人口動態統計

離婚数は毎年ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年は78件と減少しています。

離婚率は増減はあるものの、平均するとほぼ横ばいで推移しており、毎年岩手県を上回って推移しています。

【離婚数・離婚率の推移】

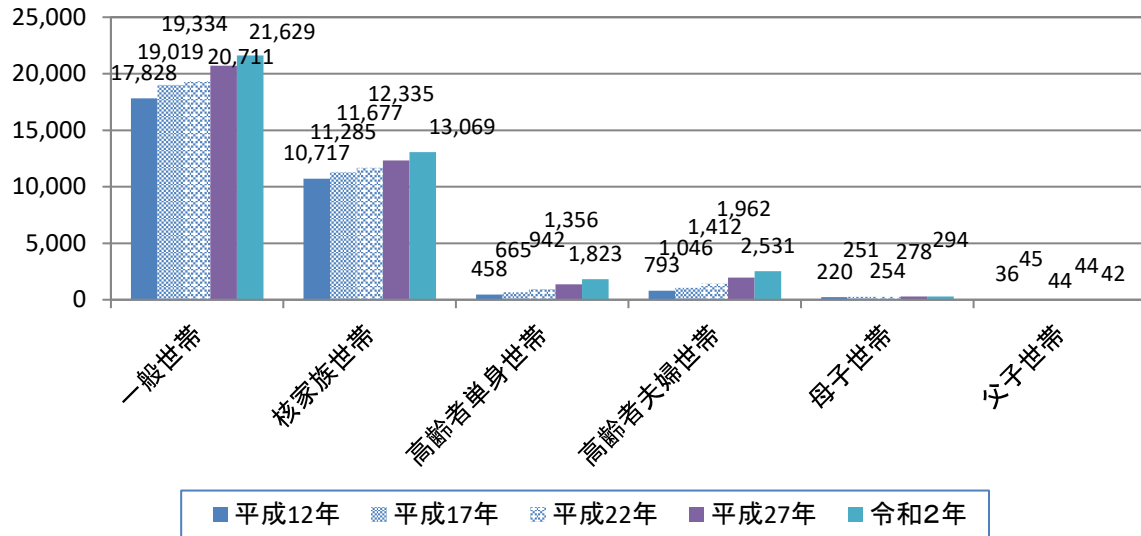


資料：人口動態統計

### ⑦世帯数の推移

世帯数は、各年で増加しており、中でも高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の増加が大きくなっています。

【世帯数の推移】

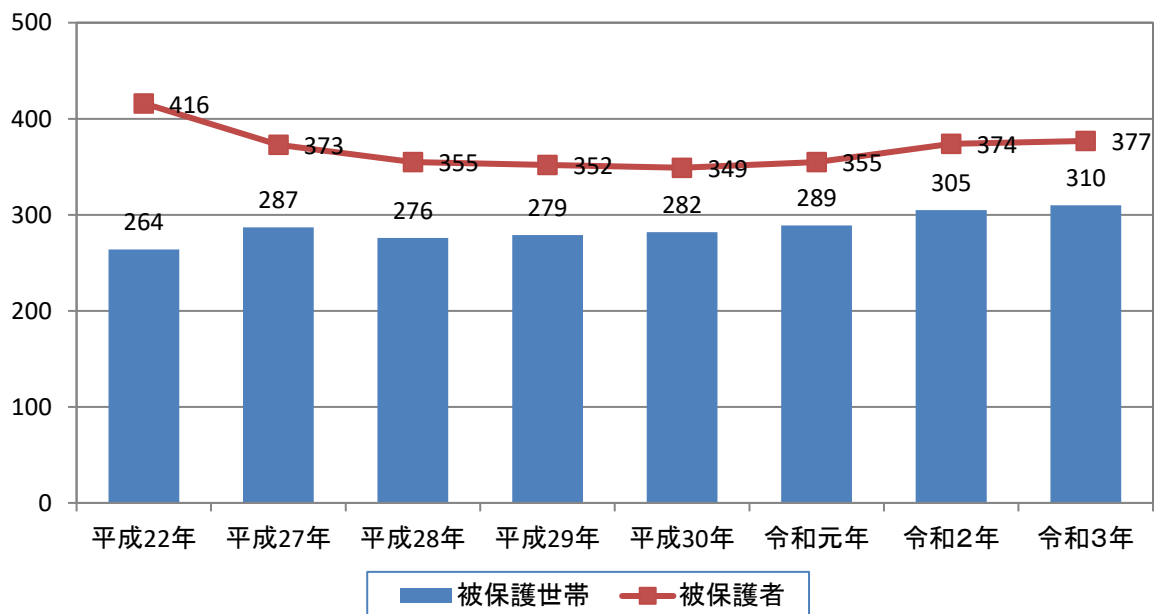


資料：国勢調査

### ⑧生活保護受給世帯（者）数の推移

生活保護受給世帯数は緩やかに増加傾向にあり、令和3年には310件になっています。受給者数は一時減少しましたが、その後増加傾向にあります。

【生活保護受給者世帯（者）数の推移】

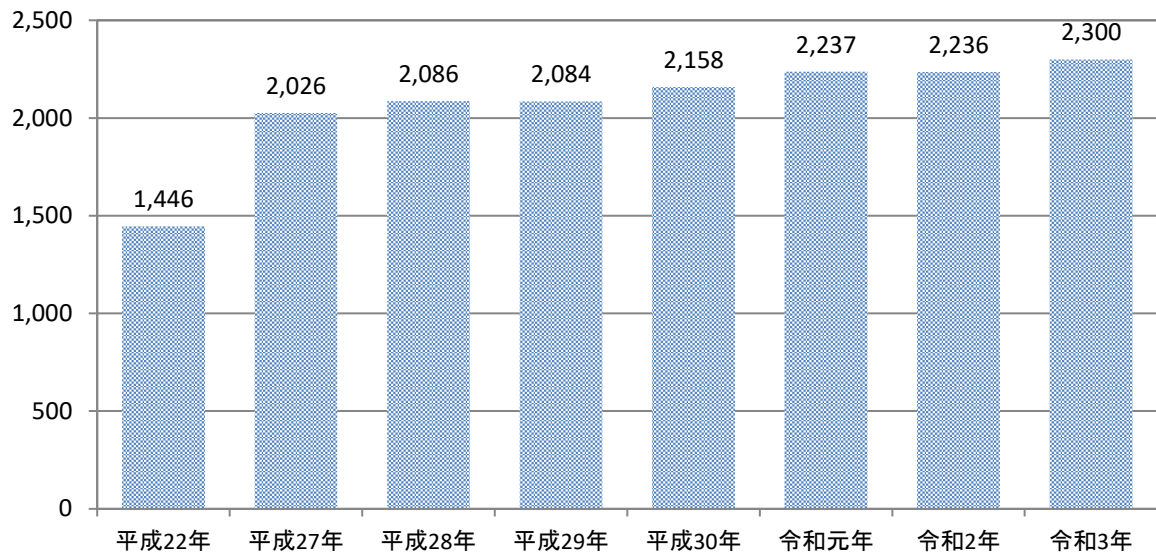


資料：福祉行政報告例の各年度の報告数値（4月～3月）の平均値

### ⑨要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者はほぼ毎年増加しており、令和3年には2,300人とこれまでで最も多くなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

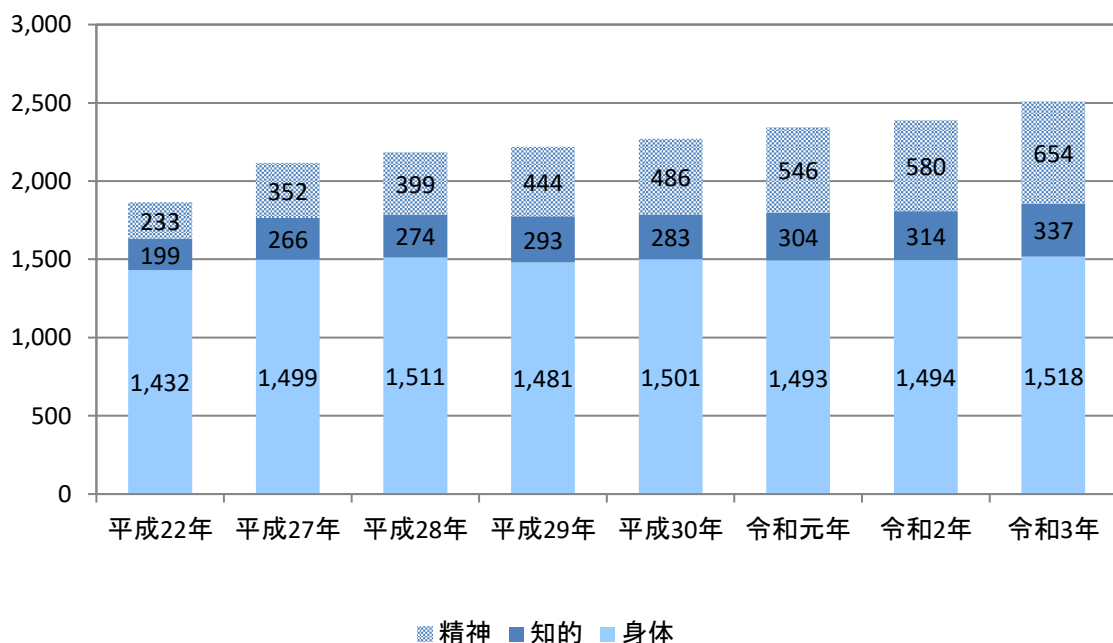


資料：高齢者支援課調べ（各年9月末現在）

### ⑩障害者手帳保持者数の推移

障害者手帳保持者は、三障がいすべてで増加しており、令和3年には2,509人となっています。特に、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は10年間で約3倍の増加となっています。  
※今回から集計における条件等を変更しており、過去の数値についても同様の考え方で再集計しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：地域福祉課調べ

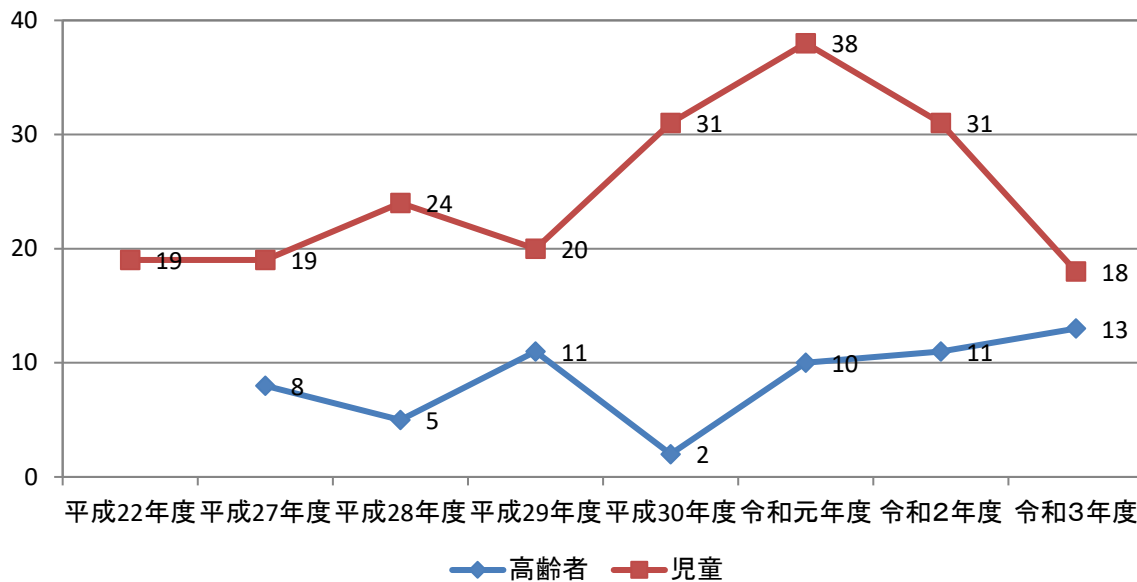


### ①虐待件数の推移

高齢者虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例数を見ると、毎年増減はありますが、近年は10件程度で推移しています。

児童虐待相談受理事件数は、平成22年度以降、およそ20件前後で推移していましたが、令和元年度には38件まで増加しています。

【虐待件数の推移】

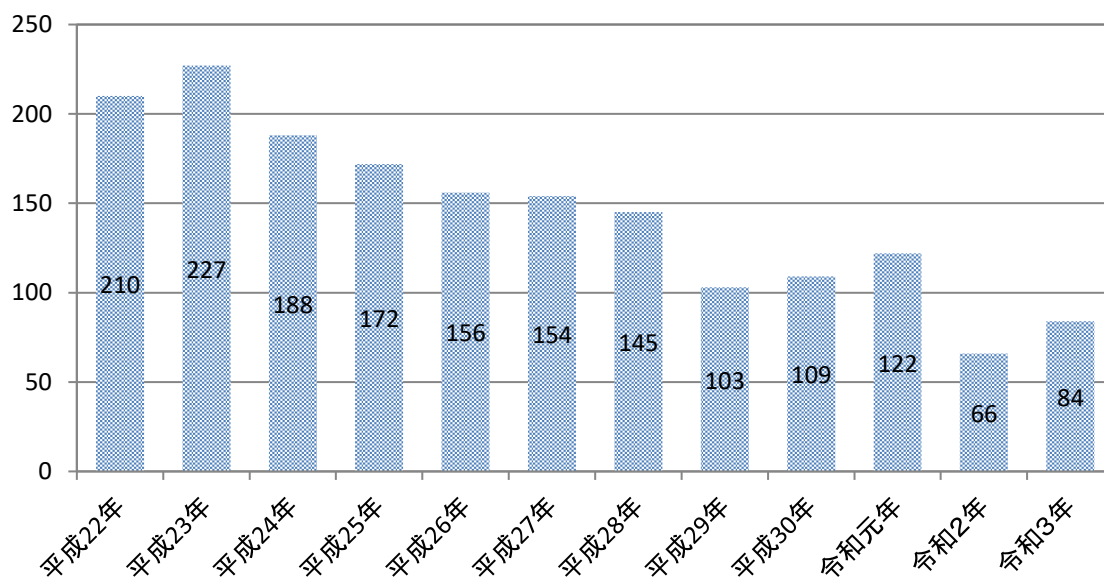


資料：地域包括支援センター・児童福祉課調べ

### ②犯罪認知件数の推移

犯罪認知件数は平成24年以降減少傾向にあり、令和3年は84件となっています。

【犯罪認知件数の推移】



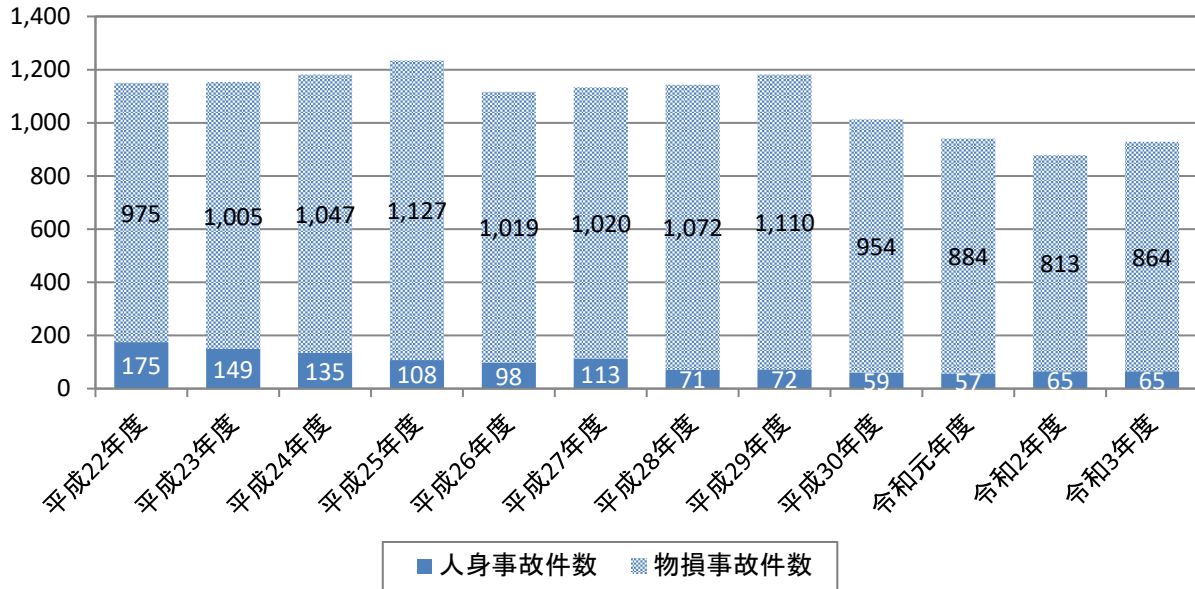
資料：岩手県警察本部

### ⑬交通事故件数の推移

交通事故件数は減少傾向にあります。

令和3年の人身事故件数の65件は、平成22年と比較して半分以下となっています。

【交通事故件数の推移】

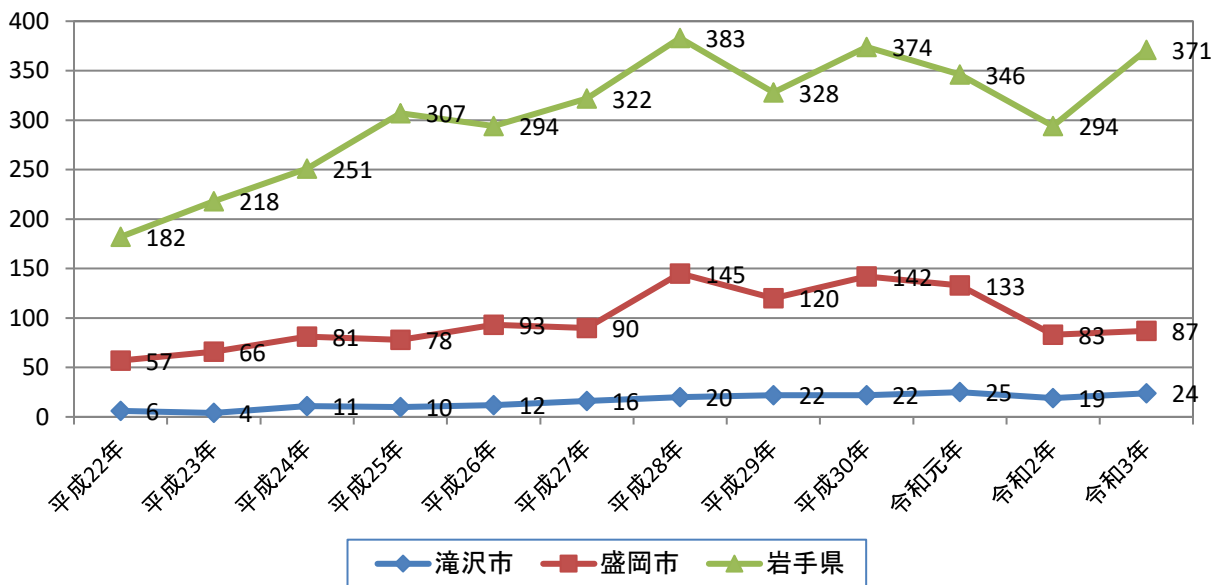


資料：岩手県警察本部

### ⑭子どもに対する声かけ事案の推移

岩手県の声かけ事案件数と同様に、滝沢市でも増加傾向となっており、令和3年は24件となっています。

【子どもに対する声かけ事案の推移】



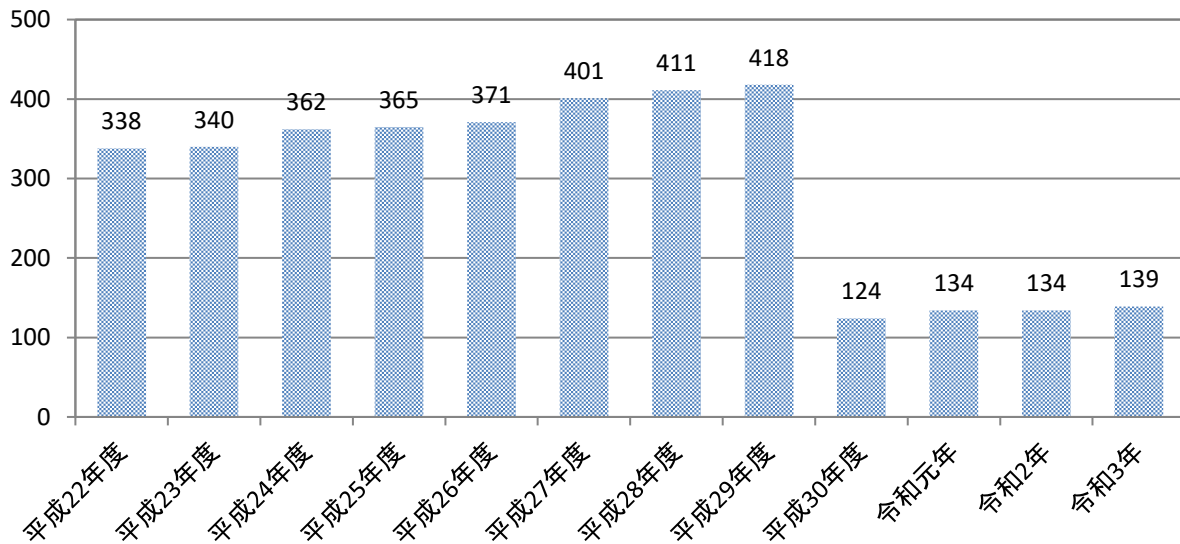
資料：岩手県警察本部

### ⑮ ボランティア登録者の推移

ボランティア登録者数は毎年増加し、平成29年には418人とこれまでで最も多くなっていました。平成29年中に登録情報を更新し、登録継続の意思確認を行った結果、平成30年は大幅な登録者数減となっています。その後は緩やかに増加しています。

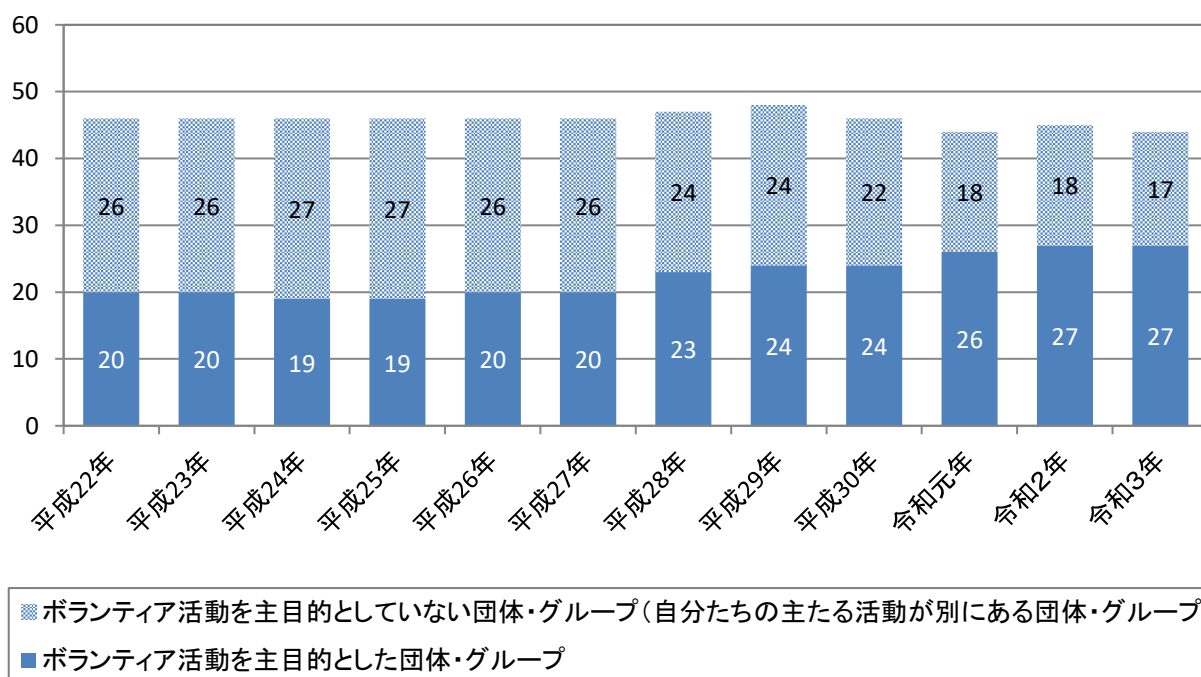
一方、ボランティア活動団体数には大きな変化がなく、45団体程度で推移しています。

【ボランティア登録者の推移】



資料：市社会福祉協議会調べ

【ボランティア活動団体数の推移】

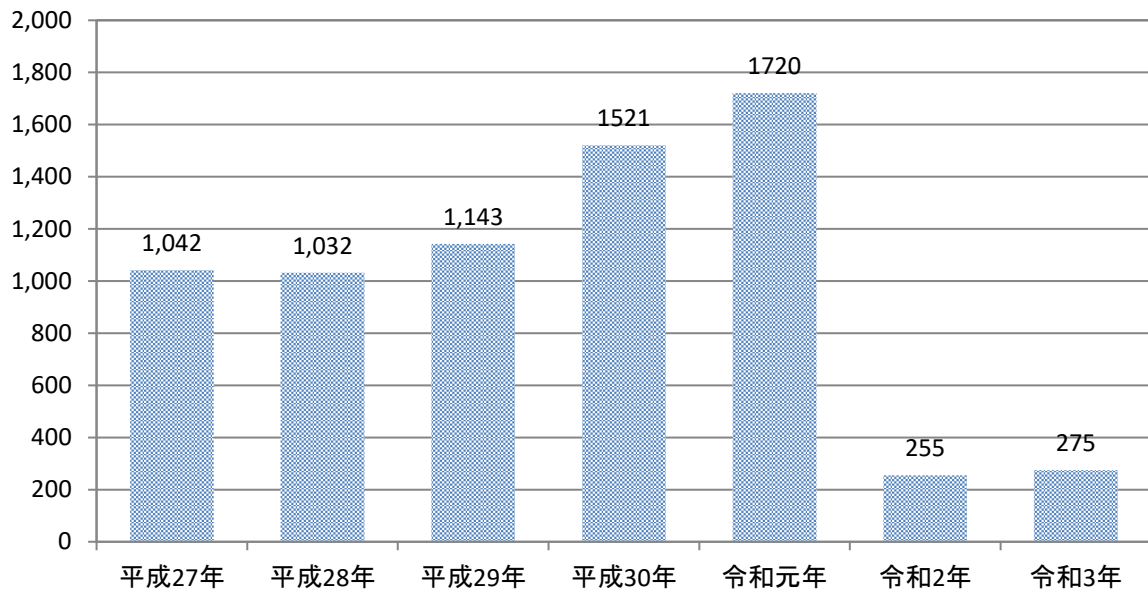


資料：市社会福祉協議会調べ

### ⑩地域づくり懇談会事業参加者の推移

平成30年、令和元年は大幅な増加となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降は大幅な減となっております。

【地域づくり懇談会事業参加者の推移】

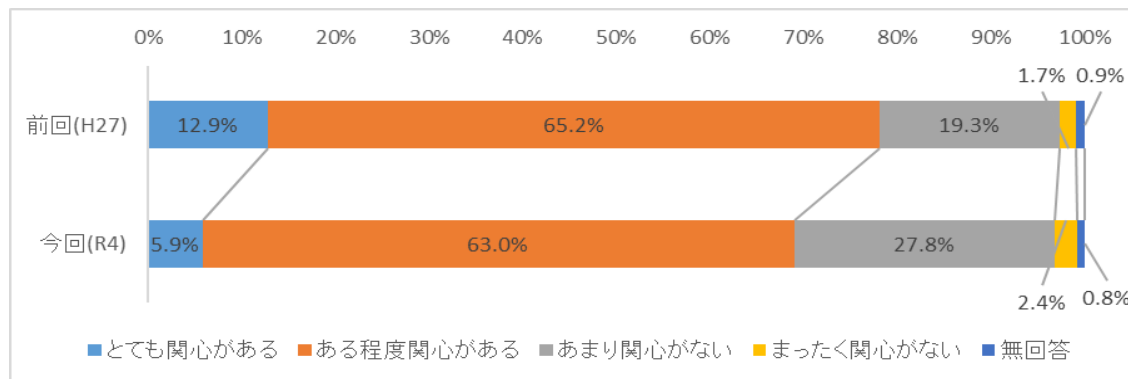


資料：地域づくり推進課調べ

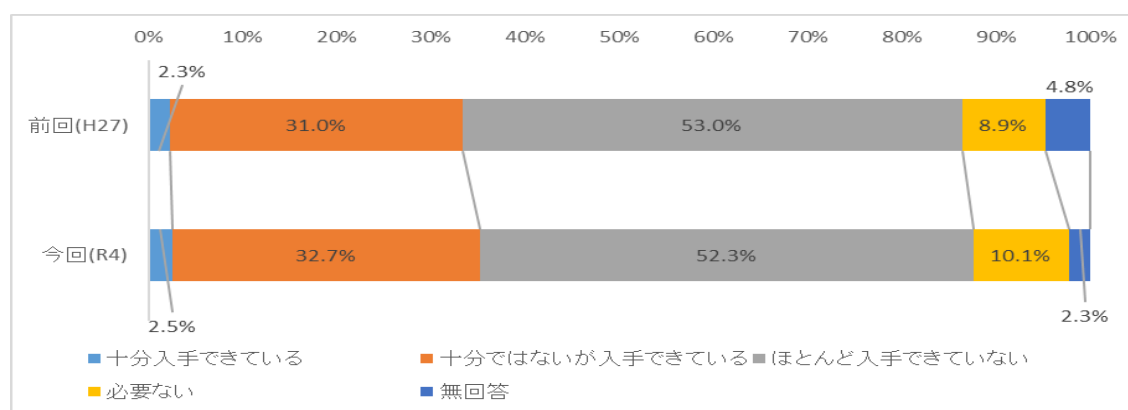
## 2 アンケート調査結果からみた現状と課題

地域福祉に関する考えや実態を把握するため、市民に対しアンケート調査を行いました。主な回答は下記のとおりです。

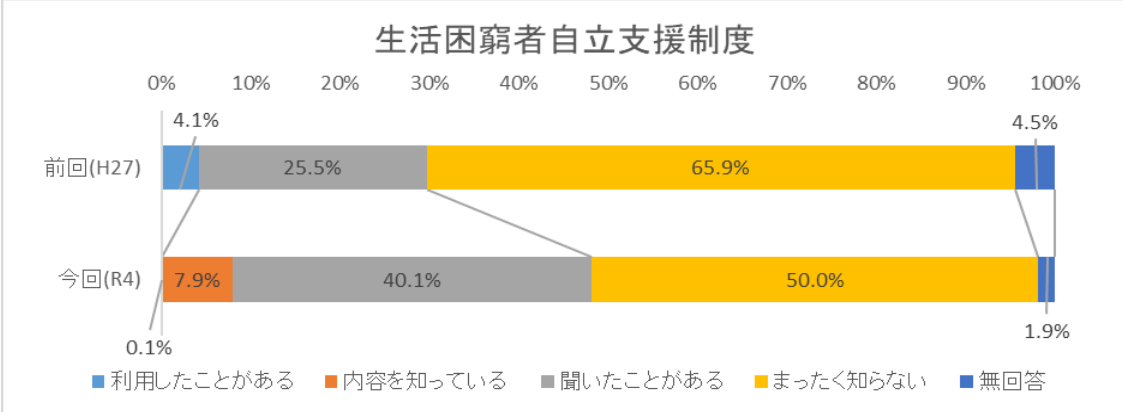
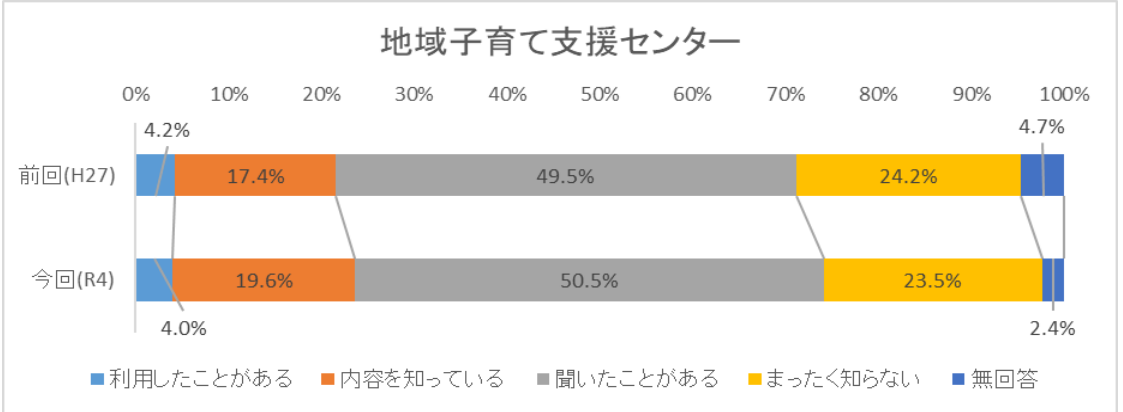
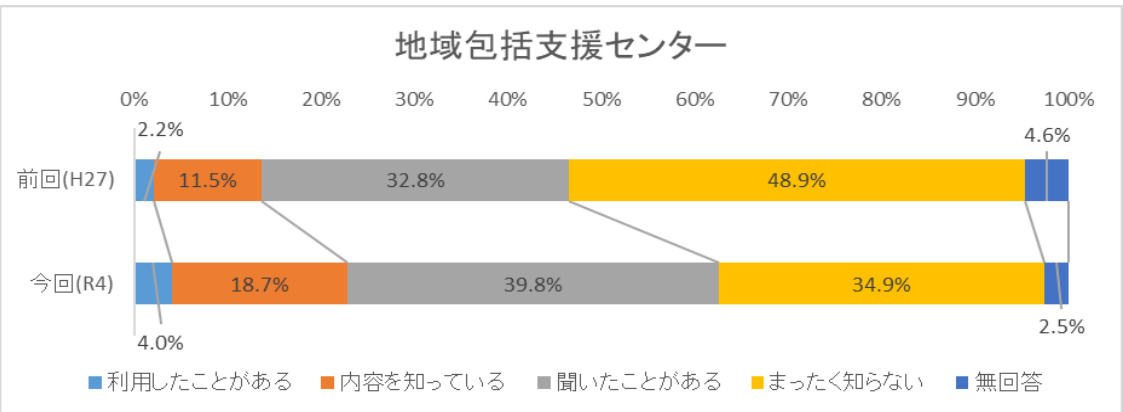
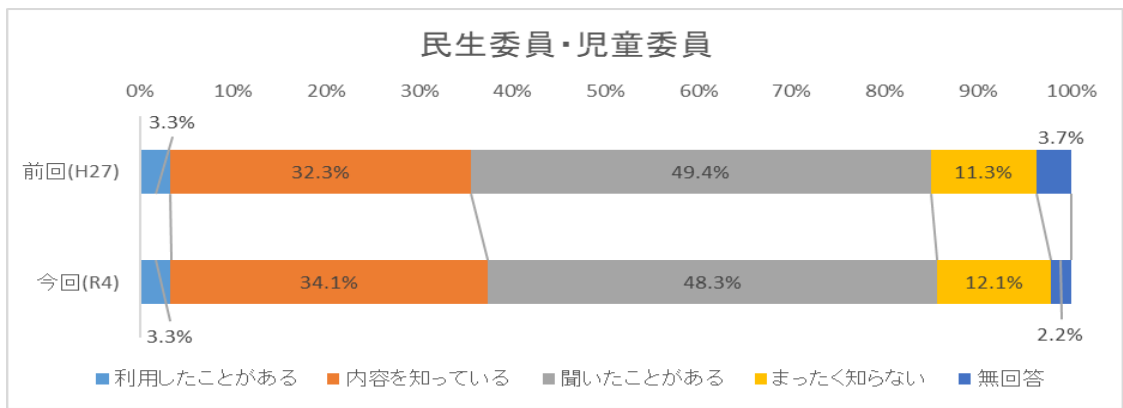
○アンケート調査によると、「あなたは『地域福祉』に関心がありますか」の質問では、「とても関心がある」「ある程度関心がある」の割合が68.9%ありました。前回平成27年のアンケート調査の78.1%と比較すると9.2%減少しており、「地域福祉」の意識の醸成が課題です。



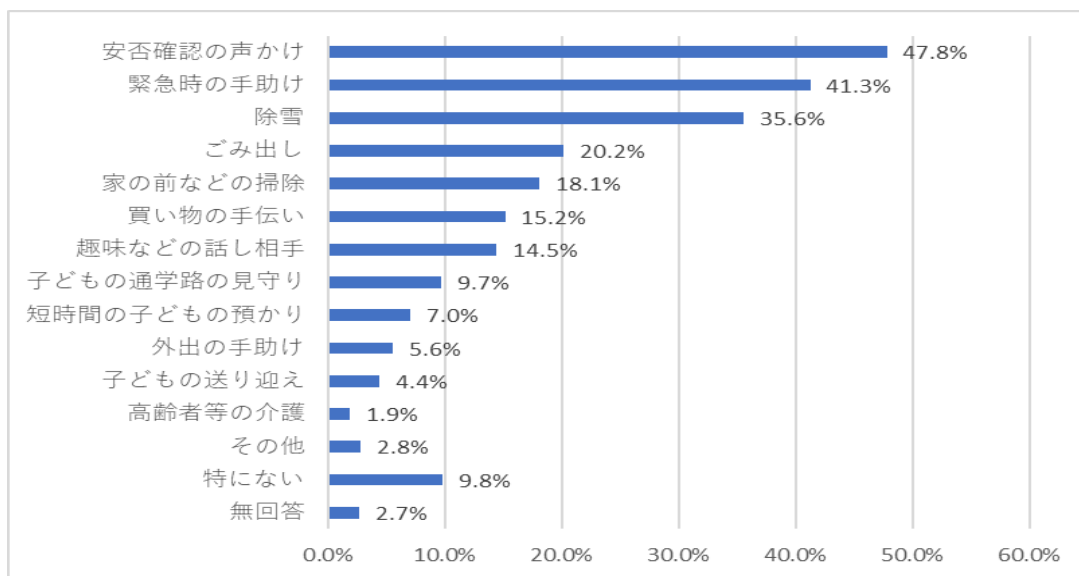
○「現在、必要な『福祉サービス』の情報は何の程度入手できていると感じていますか」の質問では、「十分できている」「十分ではないができています」が35.2%でした。前回平成27年のアンケート調査では33.3%でありほぼ横ばいです。「情報の入手先」では、「市の広報誌」が57.1%と最も多いのは前回アンケート調査と変わりありませんが、「市のホームページ」「インターネット」の割合が増えています。



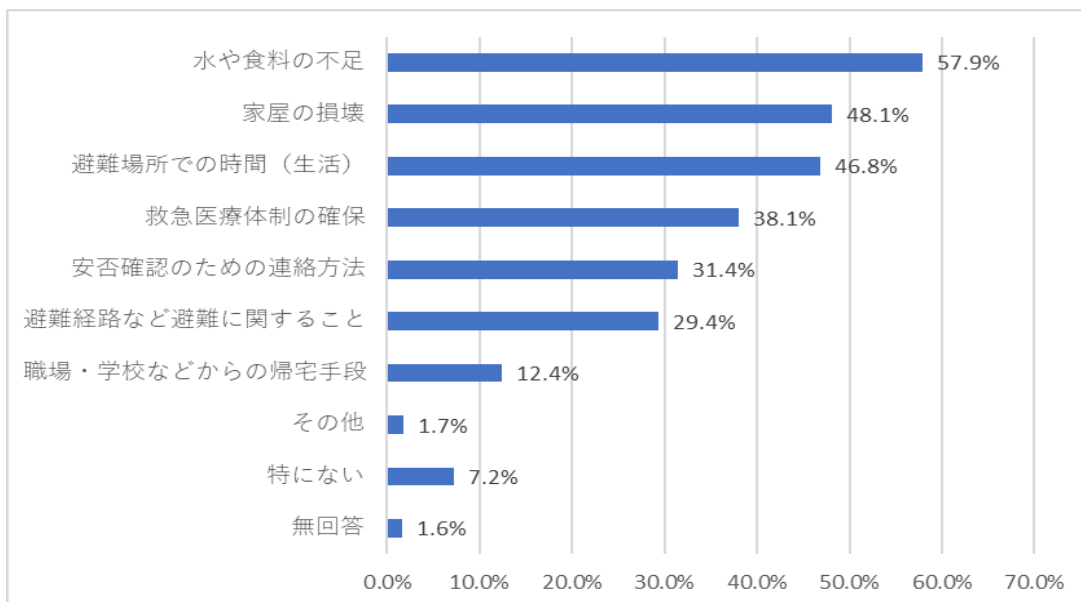
○「福祉に関する窓口や団体等について知っていますか」「地域福祉に関する事業や取組について知っていますか」の質問について、「全く知らない」と答えた割合は、前回平成27年のアンケート調査と比較すると、多くの項目で減少しています。しかし、地域包括支援センターで34.9%、生活困窮者自立支援制度で50.0%が「全く知らない」と答えているなど、各窓口・事業等の周知を推進していく必要があります。



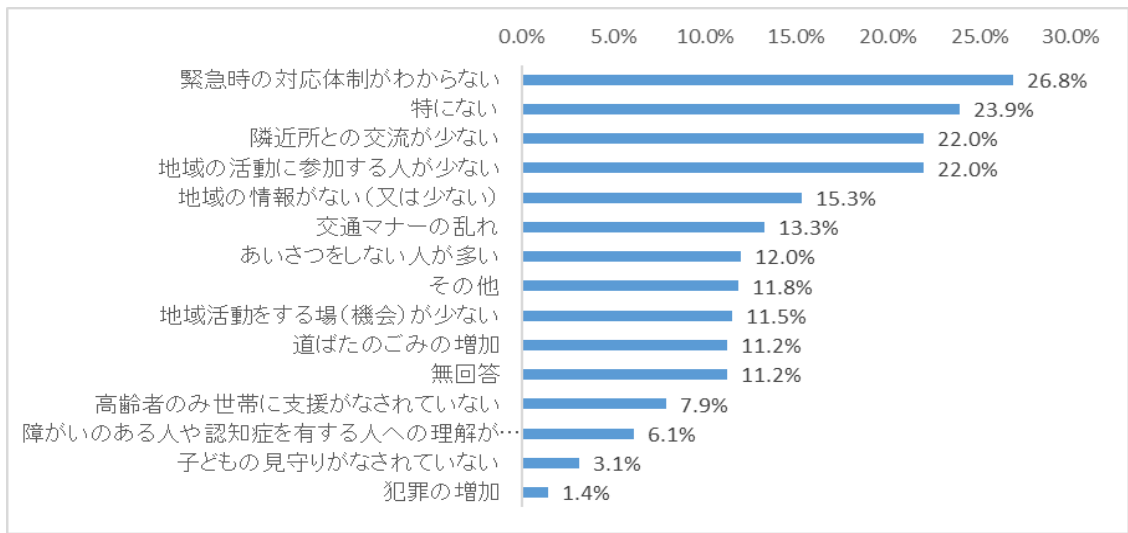
○「隣近所で、高齢者や障がいのある方の介護・介助、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのようなことであれば手助けができますか。」の質問については、「安否確認の声掛け」が47.8%と最も多く、「緊急時の声掛け」41.3%「除雪」35.6%と続きました。地域で安心した生活を送るために、地域における支え合いの仕組みづくりを進めていくことが大切です。



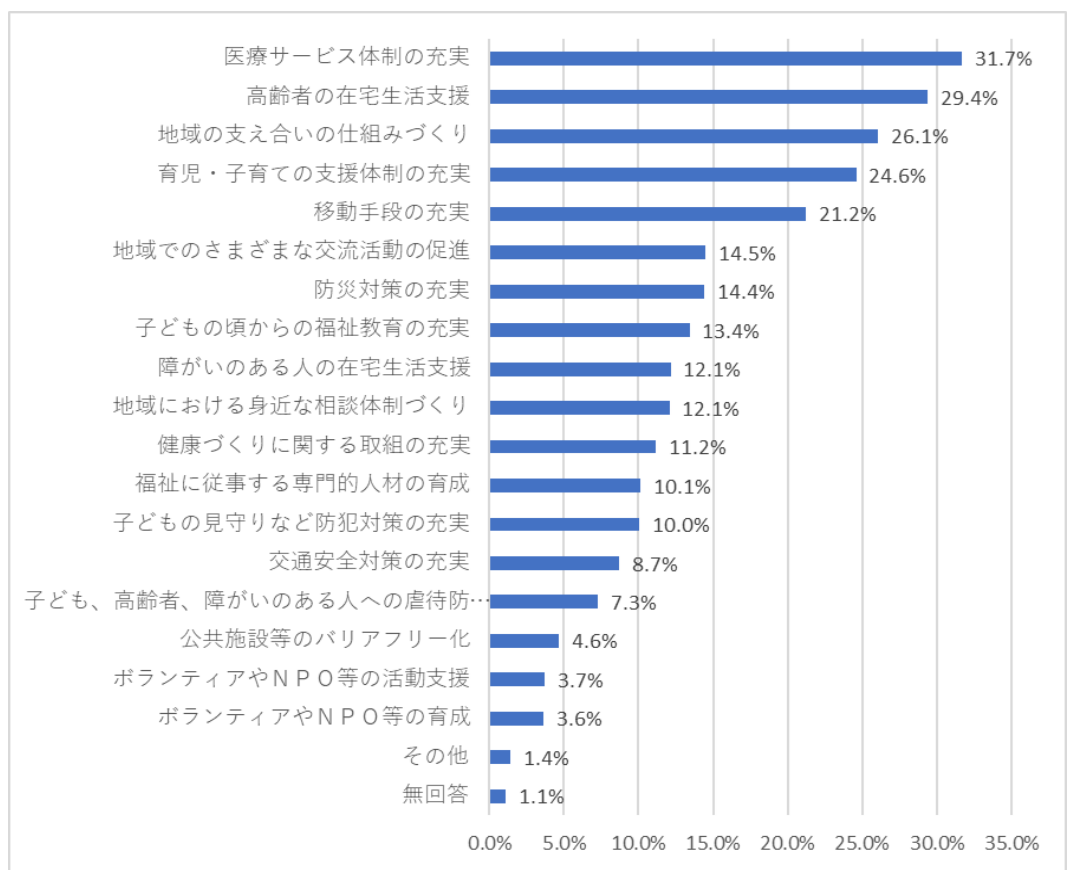
○「地震や水害などの災害時の対策について不安に感じることは何ですか」の質問では、多い順に「水や食料の不足」「家屋の倒壊」「避難場所での時間・生活」という結果になりました。近隣同士の支え合いや交流は災害に備えるためにも大切であり、地域住民が日ごろから避難訓練等を行うことが必要です。



○「あなたが住んでいる地域の中でどのようなことが問題だと思えますか」の質問では、多い順に「緊急時の対応体制がわからない」「特にない」「隣近所との交流が少ない」「地域の活動に参加する人が少ない」という結果になりました。身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、地域づくりの推進が必要です。



○「福祉・保健施策を充実させるうえで取り組むべき施策」の質問では、多い順に「医療サービス体制の充実」「高齢者の在宅生活支援」「地域の支え合いの仕組みづくり」という結果になりました。





### 3 ヒアリング調査結果からみた現状と課題

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指して」をテーマに、グループインタビュー方式で意見聴取を行いました。主な意見は下記のとおりです。

#### 相談の充実に関すること

- ・身近に相談できるところ、人がいない
- ・若い世代が相談できる場・窓口がない
- ・どこに相談したらいいかわからない
- ・子ども・障がい・生活困窮…窓口がたくさんで大変
- ・同じ話を各窓口で何度も繰り返すことになる
- ・総合窓口受付など振分けが（コンシェルジュのような人）あれば良い
- ・電話たらい回し。1つの窓口であらゆる相談に対応してほしい
- ・ネットやSNSの充実が必要

#### 地域づくり・地域活動に関すること

- ・「安全・安心」とみんなが感じられる取組と担い手
- ・困ったときに〇〇さん！と声をだせる地域の関係づくり
- ・若い世代の近所付き合い弱い
- ・地域活動をするために、環境を整えてあげることが必要
- ・取り残される人にスポット
- ・子どもが安心する場所づくり
- ・親自身も生きがいをもち楽しく過ごせる環境づくり
- ・親の悩み、共有、教えてくれる場がほしい
- ・転入してきた人も参加しやすい地域活動
- ・交流会は大事。以前のような運動会、旅行も必要

#### 担い手・ボランティアに関すること

- ・ボランティアのマッチングが必要
- ・次世代の担い手が育たない
- ・定年年齢が上がり退職してからボランティアや地域活動に参加する人が減った
- ・シルバー人材センターのような有償ボランティアの仕組みがあっても良い

#### 4 滝沢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

アンケート、ヒアリング調査を基に、ワーキンググループにおいて、本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を前計画の体系に沿って、以下のように整理しました。

<評価基準>

区分	取組項目達成度
AA	取組項目の達成度が全体として極めて高い場合
A	取組項目の達成度が全体として高い場合
B	取組項目の達成度が全体として期待したほどでない場合
C	取組項目の達成度が全体として低い場合

<計画体系と評価・課題>

基本目標	施策	取組項目	評価・課題
人材づくり	意識啓発	地域福祉の考え方や地域福祉活動の周知・啓発	A 市ホームページや広報紙等の各種情報媒体を通じて、地域福祉という用語や各種事業、地域で取り組まれている活動等を取り上げ、地域福祉に関する周知啓発を行いました。
		人権意識の啓発	A 各種情報提供や講座の開催等多様な啓発活動により、人権意識の向上に努めました（認知症や障がいに関する差別や偏見をなくすための啓発や男女共同参画推進月間におけるLGBTに関するパネル展示、高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止等）。「障がいや認知症等への差別や偏見が無いと思う人の割合」17.1%→18.1%
	担い手の育成	福祉教育の推進	A 子どもから高齢者まで、ライフステージに沿った各種講座の開催等により、福祉教育に努めました。
		ボランティアや地域福祉の担い手の養成	A 各種ボランティア等の養成のため、世代別や関心別等目的に応じた講座の開催や、認知症サポーターや子育て支援のための専門性を兼ね備えたボランティアを養成しました。
		ボランティアや地域福祉の担い手の発掘	A 地域活動に参加できるきっかけをつくるため、地域の担い手養成講座や認知症サポーターステップアップ講座、健康アンバサダーの養成講座等、幅広い年齢層の担い手の発掘に努めました。

地域づくり	地域組織による活動の活性化	地域活動の推進	A	社会福祉協議会等と連携して地域組織の活動活性化につながる取組を実施しました。
		防災・災害時における支援活動の推進	B	各課において地域での防災活動への取組を支援すると同時に、災害時には円滑な避難所運営を実施しました。災害ボランティアセンターの設置・運営や避難行動要支援者個別避難計画の作成が課題と考えられます。
	一人一人の活動の活性化	地域住民による活動への支援	A	各課において地域活動の情報提供を行ったほか、民生委員・児童委員や自治会等と情報交換を行う中で、地域課題等の整理を行いました。
		ボランティア・NPO等による活動への支援	B	障がい者や高齢者関係団体への支援のほか、地域づくり活動を支援しました。ボランティアコーディネーターの配置やネットワーク化が課題と考えられます。
仕組みづくり	地域における解決機能の充実	課題の共有と解決策の検討	B	地域組織や民生委員・児童委員の活動は継続して実施されています。評価指標「滝沢市はみんなが支え合うことで地域の問題を解決できる市だと思っている人の割合」は44.7%→43.0%と横ばいです。
		安全・安心の地域づくり	A	各分野での取組は推進されており、評価指標「滝沢は住みやすい市だと思っている割合」が増加しています。
		生活困窮者の支援体制の構築	A	生活困窮者自立支援事業は継続して実施されています。
		自殺対策の推進	A	自殺対策計画が策定され、継続した取組が行われています。
		権利擁護の推進	A	盛岡広域成年後見センターが設置され、成年後見制度の利用促進や支援が行われています。
		行政や専門機関との連携による解決	B	各分野での取組は推進されていますが、担い手から他分野をつなぐ体制づくりは今後の課題です。
	公的機関による解決機能の充実	相談機能の充実	A	多領域にわたる相談の部分は今後の課題ですが、各分野での取組は推進されており、評価指標「窓口での説明がわかりやすく対応が良い」はめざそう値を達成しています。
		福祉サービスを利用しやすい環境づくり	A	広報やホームページ等での情報提供の取組は継続して実施されています。評価指標「普段の生活に必要な情報が伝わっていると感じている人の割合」は横ばいです。
		専門機関や地域住民との連携	A	計画策定時はCSWを中心とした取組を想定していましたが、地域支え合い連絡会をはじめとした各種地域づくりの取組に変化し実施されています。

## 第3章 計画の目指す方向

### 1 地域福祉における地域の範囲

地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑化した地域課題に対応するためには、要支援者を家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要となっています。また、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるよう重層的な支援体制が必要です。

「地域に根ざした福祉」を推進していくために、地域の中で重層的にネットワークをつくり、それぞれの区域の特性を生かした取組や区域間で効果的に連携した取組を推進します。

#### 自治会区域

身近なコミュニティの区域として、隣近所との日常のつながりづくりを進めます。

自治会、子ども会、老人クラブ、民生委員・児童委員 など

#### 小・中学校区域

9つの小学校、6つの中学校があり、地域組織がまとまり、子ども等の福祉に関する支援等の活動を推進します。

主任児童委員、交通指導員、子ども会、コミュニティスクール など

#### 地域づくり懇談会区域

滝沢市地域コミュニティ基本条例に基づき、地域自らが地域別計画を策定し推進するため、市内11地域に『地域づくり懇談会』を設置。地域で活動を行う団体及び個人が広く参加できる場を推進します。

消防団、保育園、小中学校、PTA、子ども会育成会、NPO、企業 など

#### 地域包括ケア区域

高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」推進のため、市内を南部・中部・北部」の3つの圏域に分けて支援を行います。

地域包括支援センター及びランチ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 など

#### 滝沢市全域

個々の活動や各地域での活動を横展開し、新しい取組等について全市的に事業化を図る等、より多くの人の参加を促し協働できる仕組みづくりを進めます。

行政、社会福祉協議会、人権擁護委員 など

## 2 基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

# 「誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち」

～みんなの参加と協力により共生のまちづくりを進めます～

市民一人一人が自分らしく心地よく暮らしていくために、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もそれぞれの役割を担い、地域の絆を大切にしながら、自助、共助、公助が一体となり、ともに支えあい孤立や排除のない共生の地域づくりを目指します。

また、市民が地域で幸せに暮らすために、市民、地域組織、NPO、ボランティア、企業、行政などが協働（連携）し、支え合いのネットワークを広げるとともに、支え合いに参加することが難しい人についても、見守りや支援が行き届く、セーフティーネットが機能する地域づくりと包括的な相談支援の体制づくりを目指します。

### (2) 基本目標

#### ①人材づくり「支え合いの心を育て地域福祉の醸成を図ります」

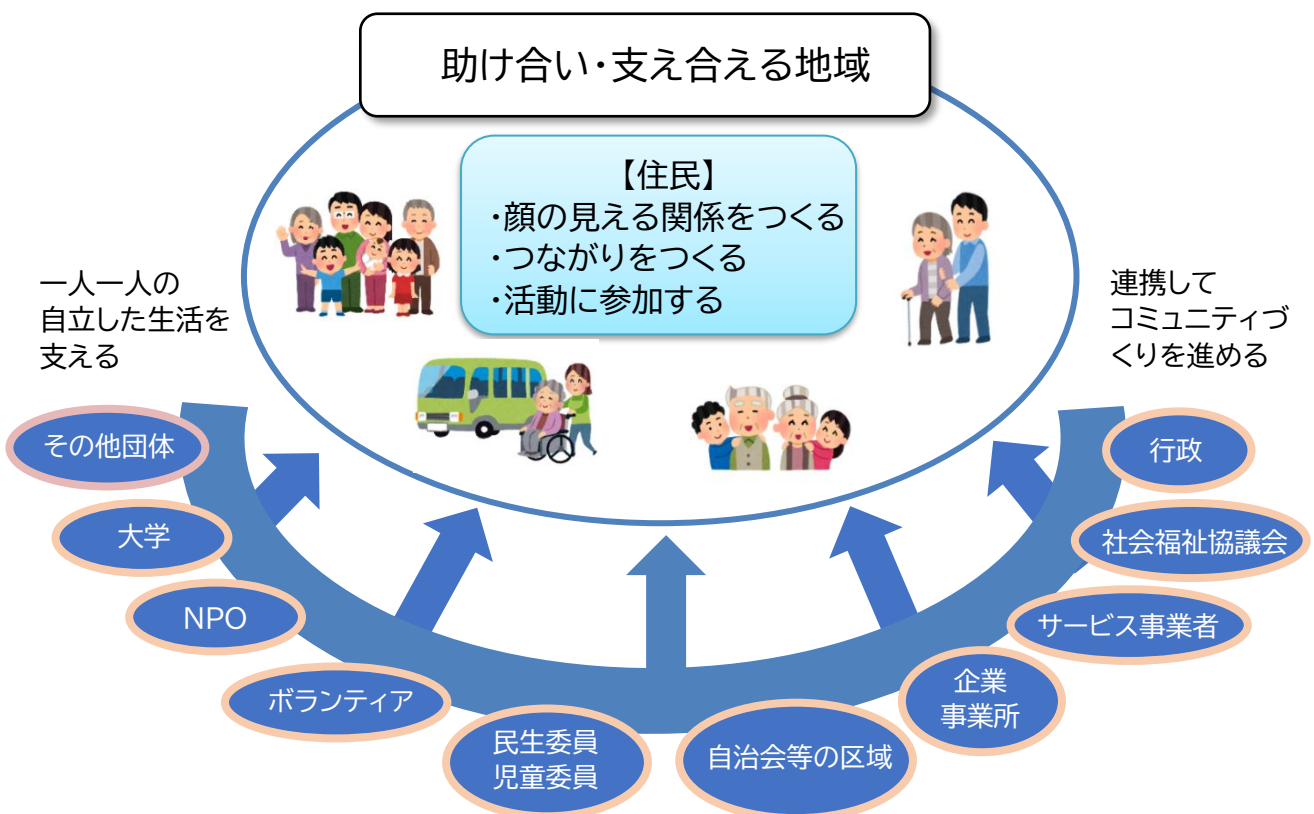
誰もが地域の一員として、地域福祉や地域づくりに積極的に関わる人材の育成を目指します。

#### ②仕組みづくり「地域課題の発見から解決までの機能の充実を図ります」

複雑化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない仕組みづくりに取り組みます。

#### ③地域づくり「地域で活動する個人・組織を支え地域福祉の活性化を図ります」

誰もが社会とつながり続けることができるよう、地域住民、自治会、関係団体が連携し、生活支援や役割づくりに取り組み、地域福祉の取組が広がるようなネットワークづくりを進めます。



### (3) 地域福祉計画の推進におけるそれぞれの役割

住みなれた地域で支え、助け合える地域共生社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、市民一人一人の取組が重要です。また、地域の多様なニーズや課題に対応していくためには、社会福祉協議会やボランティア、福祉・地域活動の関係機関・団体の役割は大きく、地域福祉の推進における重要な担い手です。

#### ① 市民の役割

一人一人が自らの地域を知り、地域の担い手として、地域活動やボランティア等の社会活動に積極的に参加することが必要です。

#### ② 社会福祉協議会やボランティア、福祉・地域活動の関係機関・団体などの役割

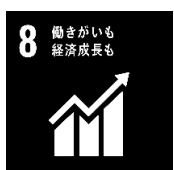
今後ますます多様化するニーズや地域の課題に対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が活動へ参加するための支援、関係機関との連携による課題の解決に取り組むことが必要です。

また、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る重要な組織です。そのため、行政と連携しながら本計画の推進に取り組み、その推進において市民や関係機関、団体の意見を集めて、行政との話し合いの場を設ける等の役割が期待されます。

#### ③ 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

本計画の推進にあたっては、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を持ち、各施策に取り組めます。



SDGs (エス・ディー・ジーズ) ～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された、令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17 の目標」と「169 のターゲット (具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

### 3 計画体系

基本目標	取組項目
人材づくり 「支え合いの心を育て地域福祉の醸成を図ります」	地域福祉の考え方や地域福祉活動の周知・啓発
	人権意識の啓発
	福祉教育の推進
	ボランティアや地域福祉の担い手の養成・育成★①
仕組みづくり 「地域課題の発見から解決までの機能の充実を図ります」	課題の共有と連携による解決★②
	相談機能の充実
	地域における支え合いの仕組みづくり★③
	生活困窮者の支援体制の構築
	自殺対策の推進
	権利擁護の推進
	再犯防止の推進★④
	福祉サービスを利用しやすい環境づくり
地域づくり 「地域で活動する個人・組織を支え地域福祉の活性化を図ります」	地域活動の推進
	防災・災害時における支援活動の推進
	地域住民による活動への支援
	ボランティア・NPOなどによる活動への支援

★①養成から担い手の定着・育成までを一環として取り組む

★②重層的支援体制整備を視野に課題の共有から解決までの取組をまとめる

★③基本目標「地域づくり」と表現が似ているため内容をあわせた表現に変更

★④再犯防止計画の内容も一体的に取り組むため新規項目として追加

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 人材づくり

#### ～支え合いの心を育て地域福祉の醸成を図ります～

少子高齢化が進展し、社会経済の担い手が減少する中、価値観の変化・多様化などにより、人々の暮らしや働き方、考え方が大きく変化してきています。こうした中、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、人々が暮らしていく上での課題は複雑化・複合化し、「生きづらさ」も多様化しています。誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」の意識の醸成と地域に参加できる仕組みづくりがより重要となっています。

市民が福祉に興味を持って、ボランティア活動への参加や継続した取組ができるよう、意識啓発や人材の養成・育成、また、子ども・若い世代を巻き込み、楽しく参加してみたいとなるような意識の啓発が出来るよう、地域、学校、保育園・幼稚園等と連携してできる福祉学習の仕組みづくりを推進します。

#### 取組項目

- 1 地域福祉の考え方や地域福祉活動の周知・啓発
- 2 人権意識の啓発
- 3 福祉教育の推進
- 4 ボランティアや地域福祉の担い手の養成・育成

参考数値 ※滝沢市地域福祉計画に関するアンケート調査

項目	参考数値
地域福祉に関心がある人の割合	68.9%
障がいや認知症等への差別や偏見がないと思う人の割合	41.2%
地域活動やボランティア活動に取り組んだことがある人の割合	44.1%
地域活動やボランティア活動に取り組みたいと考えている人の割合	50.5%



## 取組項目

### 1 地域福祉の考え方や地域福祉活動の周知・啓発

### 2 人権意識の啓発

#### 現状と課題

市民に向けた研修として、自治会をはじめとする地域コミュニティ団体等への地域づくりに関する研修や情報交換の場、市内小中学校の子ども達が「福祉」に関わる機会の提供、人権意識の向上に向けた各種啓発活動、認知症サポーターの養成、権利擁護の研修等、様々な人材育成を行いました。また、啓発として、市のホームページや広報紙等を通じて、地域福祉に関する地域での活動や認知症の方への関わり方等の周知を行っています。

一方、アンケート調査では、障がいや認知症等への差別や偏見については、5～6割程度が「あると思う・少しあると思う」と回答しています。

今後さらに、福祉活動をする人材を増やすため、広く地域福祉の啓発に取り組む必要があります。また、多世代がつながることや、地域活動にあまり参加できていない20歳代から50歳代の世代が地域活動へ積極的に参加し、活躍できる仕組みづくりが必要です。また、地域活動への参加意欲がありながら関わり方が分からずにいる方に対して、後押しとなるような支援が必要です。

#### 方向性

##### ■地域における学び・検討の場づくり

市、社会福祉協議会、自治会をはじめとする地域コミュニティ団体、大学・学校等と連携し、地域が抱える生活・福祉課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域の資源を活用して解決を目指すため、講座や研修会を企画し、地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。

##### ■学校教育における福祉教育の推進

小中学校、高等学校、県立大学等と連携し福祉教育を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さ、いのちの大切さを知るとともに、地域福祉に関する理解を深め、体験学習も取り入れた学びの場等を促進し、福祉教育の充実に取り組みます。

##### ■認知症や障がいに関する啓発活動

認知症サポーター養成講座や、障がい者の理解促進研修・啓発事業等を通じ、認知症や障がいについて、市民の理解を深めるための活動を行います。

#### 市関連事業

地域自治活動事業、地域学習推進事業（ふれあいまちづくり出前講座）、人権擁護事業、介護サービス相談員派遣事業、総合相談支援・権利擁護事業、認知症総合支援事業（認知症サポーター養成講座）、参画・協働推進事業

## 取組項目

### 3 福祉教育の推進

### 4 ボランティアや地域福祉の担い手の養成・育成

#### 現状と課題

市では、高齢者の生活支援や精神障がい者の地域参加支援等のボランティア養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催しており、修了者にはボランティア団体に加入していただき、それぞれの団体で活発的な活動がされています。また、地域でも高齢者の生活支援のためのボランティア団体の活動があります。担い手のヒアリング調査では、団体によっては、ボランティアの高齢化が進み世代交代がうまく進んでいないといった課題が挙げられています。

アンケートやヒアリング調査では、「地域の方々に手助けして欲しいこと、協力を求められたときできそうなこと、支援してほしいこと等の地域福祉ニーズとボランティアやNPOをはじめとする地域コミュニティ団体等がボランティアとしてできることをマッチングする仕組みを構築する必要がある」、「ボランティアの潜在人口は多いが、うまく広告・宣伝ができていないと思う」等の意見が挙げられています。

今後地域住民が、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、お互いの個性を尊重し合いながら地域活動に積極的に関わることができるよう、様々なボランティア活動を担う人材づくりをより進めていく必要があります。

#### 方向性

##### ■地域における学び・検討の場づくり

市、社会福祉協議会、自治会をはじめとする地域コミュニティ団体、大学・学校等と連携し、地域が抱える生活・福祉課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域の資源を活用して解決を目指すため、講座や研修会を企画し、地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。

■ボランティア活動、地域活動に関心がある社会貢献意欲が高い人、企業、団体等を活動に結び付けるためのマッチングやコーディネートする取組ができるよう努めます。

##### ■生涯現役の環境整備

働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる環境の整備に努めます。

#### 市関連事業

認知症総合支援事業、思春期保健事業、障がい者地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修事業）、生活支援体制整備事業、介護予防普及啓発、保健推進員設置事業、食生活改善・運動普及推進員養成、育成事業、精神保健事業、地域自治活動事業、男女共同参画サポーターの育成支援、地域学習推進事業（課題解決セミナー、学びガイド発行）、滝沢市シルバー人材センター補助事業

## 基本目標 2 仕組みづくり

～地域課題の発見から解決までの機能の充実を図ります～

地域共生社会の実現には、包括的・総合的な支援体制を構築するための、各分野の専門機関の連携に加え、地域課題を解決に結びつけることができる地域をつくっていくことが必要です。誰もが地域で自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者、障がい者、要介護者、子ども、生活困窮者等の領域別の福祉サービスは基より、住民が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、住まい、就労、家計等の生活支援まで、多様な機関の連携による断らない包括的な相談支援体制の構築と孤立や排除のない仕組みづくりに取り組みます。

### 取組項目

- 1 課題の共有と連携による解決
- 2 相談機能の充実
- 3 地域における支えあいの仕組みづくり
- 4 生活困窮者の支援体制の構築
- 5 自殺対策の推進
- 6 権利擁護の推進
- 7 再犯防止の推進
- 8 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 9 専門機関や地域住民との連携

参考数値 ※滝沢市地域福祉計画に関するアンケート調査

項目	参考数値
福祉サービスの情報を入手できていない人の割合	52.3%
毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じていることの割合	
経済的なこと	37.6%
健康に関すること	36.0%
家族の介護に関すること	19.0%
育児・子育てに関すること	10.3%
地域の中で起こる問題に対しての解決方法について	
できるだけ地域住民と協力して解決する	18.5%
地域で活動している人に任せる	8.2%
住民と行政が協力して解決する	55.6%
行政に解決してほしい	13.6%

## 取組項目

- 1 課題の共有と連携による解決
- 2 相談機能の充実

### 現状と課題

現在、市では市役所や地域包括支援センター、障がい者の相談を行う基幹相談支援センターにおいて、各分野ごとの相談に応じているほか、社会福祉協議会においても弁護士等による専門相談等により相談支援の体制をとっています。しかし、従来型の“縦割り行政”により様々な相談機関が設置されたことで、制度や対象者ごとの専門的な相談支援体制が構築されてきた一方で、相談者がたらいまわしになる事例や、いざ相談したいと思ったときに「どこに相談すれば良いかわからない」といった事態が発生しています。それぞれの相談機関の持つ専門性を活かし、8050問題やヤングケアラー等、多様な問題やニーズを抱える地域住民に対して迅速かつ適切な相談支援を行うため、従来の“縦割り行政”の枠を超え、悩みを「丸ごと」受け止める“断らない相談支援”が求められています。

### 方向性

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除がなくなるよう取り組みます。

■福祉サービスの利用から生活支援まで、相談内容に応じた支援機関と連携して対応することで、各機関がそれぞれの機能を活かした支援を実施することができる体制づくりに取り組みます。

■身近なところで気軽に相談ができる体制を整備するほか、介護者、障がい者、児童、生活困窮者等の領域別の福祉サービスのみならず、住まい、就労、家計、生活支援などを含めた包括的な生活支援を行う仕組みを作ります。

■複合した問題を抱える相談に応じ、問題点を整理したうえで、相談者と支援機関の調整役を担う人材の育成を進めます。

■他の支援機関を案内する際に、相談者が同じことを繰り返し説明することを防ぐため、情報共有シートの活用を進めます。

■困りごとはどこへ相談したらいいのか、相談窓口を明確にし、ホームページや広報紙、チラシ等様々な方法で分かりやすいように周知・情報発信を行い、総合的な相談体制の情報提供を推進します。

### 市関連事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業、地域自治活動事業、参画・協働推進事業、地域学習推進事業（生涯学習推進計画の推進）、障がい者支援相談員設置事業、家庭児童相談員設置事業、地域子育て支援拠点事業、母子・父子自立支援事業、総合相談支援・権利擁護事業、精神保健事業、育児支援事業

## 取組項目

### 3 地域における支えあいの仕組みづくり

#### 現状と課題

地域での課題が多種多様になっている一方で、地域の中でのつながりが希薄化してきています。地域や専門機関、庁内ではそれぞれの分野による協議の場が多く設けられており、話し合われている課題が共通していることもあります。今後、包括的な相談支援体制の構築や、参加支援の場づくり、地域づくりのためには、福祉分野だけではなく、様々な分野と連携していくことが必要なことから、市民・専門職・市による連携が進められるよう、それぞれの会議体の運営方法などについて検討が必要です。

ヒアリング調査では、相談支援機関同士の横の連携や顔が見えるネットワークづくりによる地域で見守る環境づくりの重要性について多くの意見があり、その中でも縦割りではなく、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦からなる世帯や高齢者等の徘徊、子どもに対する犯罪から守るため等、幅広い視点から総合的な見守りを行うことが求められています。

#### 方向性

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、地域の関係機関や関係者間で顔が見える関係づくりを進め情報交換や情報共有を行うことを進めます。

■徘徊、虐待、悪徳商法、子どもの声掛け事案等の事件や事故に気付き、必要に応じて迅速に通報できる体制の整備に努めます。

■高齢者の安否確認、緊急時の手助け、除雪など、地域における支えあいの仕組みづくりを進めます。

■身近なところで気軽に相談ができる体制を整備するほか、介護者、障がい者、児童、生活困窮者等の領域別の福祉サービスのみならず、住まい、就労、家計等を含めた包括的な生活支援を行う仕組みを作ります。

■地域での防災訓練や見守り活動が促進されるよう、防災の取組への参加が少ない世代への働きかけや支援を必要とする人への啓発、福祉の専門職への啓発や連携した取組を進めます。

■児童生徒の登下校中の安全の確保と防犯の観点から、通学路に危険な場所はないかの点検や対策を行っていきます。また、関係機関同士の連携体制を維持することで、児童生徒の安全確保の取組をさらに推進します。

#### 市関連事業

消費者行政推進事業、滝沢市安心生活相談事業、生活支援体制整備事業、緊急通報体制整備事業、地域学習推進事業（社会教育団体補助事業）

## 取組項目

### 4 生活困窮者の支援体制の構築

### 5 自殺対策の推進

## 現状と課題

経済的に困窮状態にある方は、就労や心身の健康、家庭生活等、様々な問題を抱えていることが多く、自殺も同様に失業、多重債務、病気の悩み、人間関係のほか、家族の状況等が複雑に関係している問題と言えます。

生活困窮者の自立を支援し、自殺を防ぐためには、経済面や精神保健の支援だけでなく本人の生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要です。このような包括的な支援の取組をするためには、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要があります。

平成 27 年（2015 年）に生活困窮者自立支援法が施行され、市では、自立相談支援事業を実施し、生活困窮の相談をきっかけとした様々な複合的な相談を受け付け、各相談支援機関と連携した相談支援を進めています。また、本人や家族からの窓口での相談以外にも、民生委員・児童委員等地域住民による日ごろからの見守りや気づきから支援につながるケースも多くみられ、地域住民との連携も重要です。

一方、アンケート調査では、生活困窮者自立支援制度を半数以上の人が「知らない」、約 35%の人が「制度を知っていても、相談できる場所を知らない」と回答しています。

また、現状として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的困窮者からの相談が増加しています。

生活困窮者自立支援制度を中心に相談支援と社会参加支援を充実させ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく必要があります。

## 方向性

生活保護受給者や生活困窮者に対して、一人一人の状況に応じた自立・就労支援を行うことで、できるだけ早期に課題を解決し、安心して自立した生活を営むことができることを目指します。

生活困窮者の生活課題の軽減・解消、自殺予防のため、生活困窮者自立相談支援機関や自殺対策部局と連携して、次のような取組を進めます。

### ■様々な制度の活用

様々な支援機関と連携し、就労支援やその他の給付・補助制度を活用することで、生活困窮者が自立した生活が送れるよう支援します。また、各種相談窓口を周知し、自殺対策に努めます。

### ■貧困の連鎖の防止

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子の就学・進学支援など、子どもに対する支援を進めます。

### ■他分野との連携

福祉分野に限らず、医療、保健、消費者行政、労働、住宅、教育、司法等、様々な分野の団体と連携を図ります。

### ■生活保護受給者への支援

生活保護受給者に対しては、ケースワーカーと連携し、個々の状況に応じた生活支援を行います。

### ■生活困窮者等の把握

制度の積極的な周知のほか、自立相談支援事業の相談受付や、申請、相談が困難な方に対し必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）を行うこと等により、生活困窮状態に陥る恐れのある方や自殺の危険性が高い方を早期に発見し、関係機関に繋ぐなど予防的に支援します。

## 市関連事業

生活保護事業、中国残留邦人支援給付事業、生活困窮者自立支援事業、精神保健事業

## 取組項目

### 6 権利擁護の推進

#### 現状と課題

令和2年4月より、盛岡広域成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進及び権利擁護の支援体制強化や普及・啓発、人材育成と活動支援等による基盤づくりに取り組んでおり、今後も地域共生を支えるための地域ネットワークの強化に取り組むことが重要です。

高齢者の相談支援機関との連携については、高齢者虐待対応等は地域包括支援センターやケアマネジャー等との支援体制の構築と充実に取り組み、障がいのある人、生活困窮者への支援についても各関係部署や機関で連携して進めているところです。

今後はさらにその範囲を広げ、子ども・子育て分野やDVの対象者、触法者等への権利擁護を基盤とした支援のための連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。とりわけ高齢者、障がいのある人、児童等への深刻化する虐待やDVの問題に対しては、虐待等の防止や早期発見・早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

また、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い、高齢者や障がいのある人が、地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには、成年後見制度の周知と、安心して利用できる仕組みづくり、心のバリアフリーの普及啓発等を推進することが重要です。

社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続を援助するために日常生活自立支援事業を実施していますが、成年後見制度への移行が課題となっています。また、本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人を選任する成年後見制度がありますが、身上監護に応じられる成年後見人が少ないこと、手続きが複雑で利用されにくいこと等が課題とされています。

#### 方向性

#### ●滝沢市成年後見制度利用促進計画●

権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組めます。

■地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け、市や関係機関との連携を図ります。

■権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組めます。

■高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組めます。

■地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め、地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。

■成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の利用測人を図ります。

■早期発見・早期支援等に向け、身近な相談機関の機能充実を図り、適切に支援するために職員の専門性や資質の向上を図ります。

■認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や、判断能力が不十分な人に対し、安心した生活を支援するための制度や事業の周知・利用促進を図ります。

■利用者本人の意思を尊重するため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等各分野で示されている意思決定のガイドラインを活用して支援します。

#### 市関連事業

障がい者地域生活支援事業（地域福祉課：理解促進研修・啓発事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見利用支援事業）、盛岡広域成年後見センター設置事業、成年後見制度利用支援事業（地域包括支援センター）、総合相談支援・権利擁護事業



## 取組項目

### 7 再犯防止の推進

#### 現状と課題

犯罪をした人の中には、貧困、病気、何らかの障がいや高齢等を理由に就労できない等、様々な「生きづらさ」を抱えている場合があります。その人たちが再び犯罪をすることなく安定した生活を送るためには、再犯に走ることを思いとどまることができるような人や地域とのつながりが大切です。地域共生社会の「みんなで支え合う」「それぞれの個性を認め合う」という考えは、犯罪をした人に対しても同じです。

犯罪をした人は、反省と償いを経て、地域に帰ってきます。しかし、そこに「居場所」がなければ、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環に陥ってしまいます。犯罪をした人の立ち直りを支えることは、犯罪や非行のない明るい社会づくりにつながります。

また、再犯防止に向けては、保護司会等の更生保護団体との連携や協働、さらには地域住民の温かい見守りが必要です。

市は地域福祉計画の基本理念のもと、地域住民の理解と協力を得ながら、犯罪や非行からの立ち直りを支援するとともに、誰もが安心して心地よく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。保護司会、防犯協会、自主防災会等の団体が地道な地域活動を重ねることで、本市の安全で安心な生活環境を下支えしています。防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。

#### 方向性

#### ●滝沢市再犯防止推進計画●

再犯防止に向けては、保護司会等の更生保護団体との連携、さらには地域住民の温かい見守りが必要であり、地域福祉計画の基本理念のもと、地域住民の理解と協力を得ながら、犯罪や非行からの立ち直りを支援するとともに、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

■犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”を通じて、広く市民の方や企業・団体等への再犯防止に対する関心や理解を深められるよう取り組みます。

■保護司会や更生保護女性会等、更生保護団体を支援し、連携と協働を進めます。

■犯罪をした人の自立に関する相談ができること等も含め、福祉の総合相談窓口のさらなる周知に取り組みます。

■関係機関や民間の企業・団体等と連携しながら、社会復帰を求めている人たちの就労に向けた相談や、就労先・活動場所の確保等の取組を進めます。

■教育委員会や学校・保育園等と連携し、子どもたちや若い世代に向け、作文コンテストをはじめとする更生保護の啓発事業や企画を展開していきます。

■地域での見守り活動を行っている各種団体の活動を支援し、地域や社会から孤立する人がなくなるよう、つながりのあるまちづくりを進めます。

■庁内関係課、保護観察所、更生保護団体と定期的に情報共有や協議の場を持ち、啓発事業を中心に、連携した取組を展開していきます。

#### 市関連事業

更生保護事業、滝沢市保護司協議会補助事業、防犯交通安全対策事務、防犯交通安全施設維持管理事業、交通安全推進事業

## 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

「社会を明るくする運動」が目指す立ち直り支援の輪に、ぜひ、参加してください。

## 生きづらさに寄り添い、立ち直りを支援する方法は様々です

## 理解を深め見守る

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解を、よろしくお願いいたします。

## イベントに参加する

全国では、7月の強調月間を中心に、「社会を明るくする運動」の様々なイベントや広報活動、シンポジウムが行われています。お住いの地域のイベントに、ぜひご参加ください。



## 立ち直りを支援する担い手になる

保護司・・・立ち直りを一番近くで見守る

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。地域の実情をよく理解し、保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に面接を通じた助言や指導を行い、受刑者等が社会に復帰する環境への働きかけ等も行っています。全国に約47,000人います。

協力雇用主・・・「就労」と「見守り」の両方を担う

犯罪や非行をした人の立ち直りには、働くことが大変重要です。協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目標として、彼らを雇用しようとする事業主です。全国に約25,000事業者がいます。

更生保護施設・・・社会復帰する人の居場所をつくる

更生保護施設は、刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた指導や援助を行う民間の施設です。自立準備ホームは、更生保護施設以外に宿泊場所を提供するNPO法人等が営む施設です。

BBS会・・・若い人の視点で立ち直り支援に参加

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティアです。全国に約4,500人います。

更生保護女性会・・・地域のことをほっとけない

更生保護女性会は、地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性のボランティアです。非行問題を考えるミニ集会のほか子育て支援活動など、多様な活動をしています。全国に14万人います。

ほかにも、農福事業者、自助グループ等、立ち直りの担い手は様々です。そして、食育、スポーツ、アウトドアだっていい。立ち直りにはダイバーシティが大切です。



更生保護のマスコットキャラクター  
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん  
法務省保護局のSNSやパンフレット等に登場します。

## 取組項目

### 8 福祉サービスを利用しやすい環境づくり ～福祉サービスの情報発信～

#### 現状と課題

福祉サービスに関する情報は、インフォーマルサービスを含めると極めて多岐にわたっており、一元的に情報を入手するのは非常に難しい状況になっています。

また、年代や生活習慣によって情報を得るための手段も異なっていることから、特定の手段に限定せず、様々な手段を用いて情報発信を行っていく必要があります。

#### 方向性

誰もが、自身が必要とする情報をできる限り容易に得られるよう、次のような取組を進めます。

##### ■総合的な情報発信

相談窓口において、住民が必要とする情報を発信できる体制づくりを進めます。

##### ■利用者の特性に応じた情報提供

利用者の特性に配慮し、拡大印刷やフリガナの使用、音声や図を活用した情報提供に努めます。

##### ■複数の媒体の活用

広報誌やホームページ、滝沢ナビなどを活用し、それぞれの媒体の特性を活かした情報発信を行います。

■各種委員やボランティアへ情報を発信し、地域の中のいきいきサロンなどの活動においても情報発信できるよう取り組みます。

市関連事業

広報発行事業、滝沢市ホームページ管理運営事業

## 取組項目

### 9 専門機関や地域住民との連携

#### 現状と課題

民生児童委員は、担当地区の住民の生活状態の把握に努め、相談支援や福祉サービスの支援のため、市役所の窓口へつなぐ等の活動をしており、地域住民にとって身近な相談相手です。また、市では地域の保健推進員、チームオレンジたきざわ等の認知症サポーターや健幸アンバサダー、自治会運営のいきいきサロンへの協力者等、それぞれの活動で様々な方の相談を傾聴し福祉サービスの窓口の紹介を行ったりしていただく担い手の養成を行っています。

各種委員やボランティアは、各団体ごとの研修会への参加などを通して、相談機関や福祉サービスなどの情報収集を行い、人材育成を実施しています。今後、複雑化・多様化する地域の課題に多くの地域の支援者と専門職が連携し対応できるよう、仕組みづくりが必要になってきています。

#### 方向性

住民が抱える生活・福祉課題等の早期発見や迅速かつ適切な相談支援等を行うため、民生児童委員の活動の充実や各種委員や地域の各団体の支援者の育成を進めます。

■各種委員やボランティア、各団体ごとの研修会の開催や相談に応じる体制を整えます。

■地域内での連携支援

各地区の民生児童委員、各種委員やボランティア、自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動が行えるよう支援します。

■地域の各種委員と専門機関（ケアマネジャーなど）との連携や顔の見える関係を構築するため、地域ごとや分野を超えた顔の見える関係の構築のためネットワーク会議等を開催します。

■啓発活動の実施

地域福祉推進の重要な担い手である各種委員について、その役割や活動内容について市民へ周知を図り、担い手確保や後継者育成を行います。

#### 市関連事業

民生委員・児童委員設置事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業）、地域自治活動事業

## 基本目標3 地域づくり

～地域で活動する個人・組織を支え地域福祉の活性化を図ります～

誰もが社会とつながり続けることができるよう、地域住民、自治会やNPOをはじめとする地域コミュニティ団体、社会福祉法人、民間事業者、市等、地域福祉に関わる人たちが力をあわせ、居場所や拠点づくり、生活支援、仕事や活動・役割づくりに取り組みます。

また、活動と活動がつながり、地域福祉の取組が広がるようなネットワークづくりを進めます。

### 取組項目

- 1 地域活動の推進
- 2 防災・災害時における支援活動の推進
- 3 地域住民による活動への支援
- 4 ボランティア・地域コミュニティ団体などによる活動への支援

参考数値 ※滝沢市地域福祉計画に関するアンケート調査

項目	参考数値
災害時でも安心できるまちだと思ふ人の割合	40.0%
近所付き合いが必要だと思ふ人の割合	92.4%
近所の人と日ごろから助け合っている人の割合	12.2%

## 取組項目

### Ⅰ 地域活動の推進

#### 現状と課題

地域では、子ども・高齢者・障がい者等の福祉活動、地域づくり、健康づくり等多分野での地域活動が行われています。地域活動を推進するため、高齢者の生活支援の担い手養成講座や認知症サポーター養成講座、子育て支援ボランティアの育成、男女共同参画サポーター養成、健幸アンバサダー養成などを行い、それぞれの立場での活動や困っている方への声掛けや専門機関への連絡などの個別支援にも発展している場合もあります。

地域福祉活動をする人と、自治会をはじめとする地域コミュニティ団体等の地域づくりの活動をする人が協力している地域では、支援が必要な人も含めた気かけあう地域づくりが行われています。一方で近隣同士の付き合いが少なく、互いに知り合うきっかけとなる活動やイベント等がない地域や活動者同士が連携していない地域もあります。

また、地域福祉活動や地域づくり活動では、現役で働いている人や学生等の参加が進まず、後継者がいない問題を抱えている地域が増えています。

#### 方向性

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、これまで市民が主体となって実践してきた活動を社会福祉法人、民間事業者、NPOをはじめとする地域コミュニティ団体、市等、関わる人たちの連携や参画を検討し地域活動を推進していきます。

■近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践していきます。

■住民への意識啓発

住民参画の意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用した情報提供を行うとともに、福祉行政への理解に向けた研修会等を開催します。

■自治会をはじめとする地域コミュニティ団体、老人クラブ、ボランティア等の様々な人が出会う場において、福祉課題に気づき、共有するための啓発機会の検討を行います。

■各地区の民生児童委員、各種委員やボランティア、自治会をはじめとする地域コミュニティ団体等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動が行えるよう支援します。

■地域での見守り活動で支援介入が難しい人の状況把握や連携の仕組みづくりを検討します。

■地域の各種委員と専門機関（地域包括支援センター、ケアマネジャーなど）との連携や顔の見える関係を構築するため、地域ごとのネットワーク会議等を開催します。

■福祉の担い手である民生委員・児童委員による見守り活動などを支援していきます。

■地域福祉推進の重要な担い手である各種委員について、その役割や活動内容について市民へ周知を図り、担い手確保や後継者育成を行います。

#### 市関連事業

滝沢市社会福祉協議会補助事業、民生委員・児童委員設置事業、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業（いきいきサロン）、認知症総合支援事業、保健推進員設置事業、食生活改善・運動普及推進員養成、育成事業、健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業）、地域自治活動事業、自治公民館整備補助事業

## 取組項目

### 2 防災・災害時における支援活動の推進

#### 現状と課題

地震や水害などの災害が発生したとき（発生する恐れがあるとき）に、高齢者や障がい者、難病患者などの「災害時避難行動要支援者」に対し、迅速かつ確かな支援を行うためには、要支援者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路や避難所の確認など、平常時からの取組が重要です。災害時における要配慮者支援の取組として、民生委員・児童委員が高齢者宅を訪問し、緊急・災害時要援護者台帳への登録を案内することで、日ごろからの関係づくりを進めています。

いつ起こるか分からない災害に対応していけるような地域づくり、活動のあり方をみんなで検討し、できることで参加していく意識の醸成を図っていくことが重要です。各地域において防災訓練や防犯パトロールの取組が行われており、アンケート調査の結果でも防災や防犯への関心が高くなっています。また、全世代が共通して取り組める地域活動のテーマでもあります。

近年の災害としては、新型コロナウイルス感染症の影響もその一つに挙げられます。対面での会話や外出を控えるようになり、生活様式も大きく変化し、人との接触を伴う地域活動全体が停滞したことで、要配慮者の体力低下や孤立の問題もあります。

一方、新たな交流の形として、オンラインの活用が少しずつ広がってきています。外出控えの生活が続く中、改めて人と人とのつながりや交流のあり方を考える必要があります。

#### 方向性

災害に備え、地域住民が日ごろから力を合わせて、避難訓練の実施や自力で避難することが困難な方を見守り、災害時には効果的な避難の支援ができる仕組みづくりなどを行い、災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。

##### ■要支援者の避難支援の仕組みづくり

自治会をはじめとする地域コミュニティ団体、市（防災防犯、高齢支援、障がい福祉、地域福祉の関係課）社会福祉協議会及び福祉の専門職（ケアマネジャー等）が連携し、地域での要配慮者支援の取組が広がるよう、避難行動要支援者台帳登録名簿制度の周知と運用の見直しを行います。

##### ■地域での防災訓練や見守り活動の促進

災害の発生時に備えた、地域住民による普段から見守りを行う地域の仕組みづくりや防災の取組への参加が少ない世代への働きかけ、福祉の専門職への啓発などを進めます。

##### ■関係機関とのネットワークづくり

災害発生後にボランティア等による支援が効果的に行われるよう、平常時から、社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部などの関係機関とネットワークの構築を図り、ボランティアを円滑に受け入れられる体制づくりを進めます。

#### 市関連事業

災害時避難行動要支援者支援事務、消防団等活動事業、消防団等活動、自主防災組織育成事業

## 取組項目

### 3 地域住民による活動への支援

#### 現状と課題

少子高齢化社会が進展する中、福祉サービスでは補えない生活支援のニーズとして、買い物やごみ出し、電球の付け替え等のちょっとした日常生活の支援を必要としている高齢者や障がい者が増えています。

市では、ちょっとした支え合いの仕組みとしては、高齢者の生活支援を目的とした「担い手の養成講座」や「認知症サポーター養成講座」、健康に関する情報を拡散する役割を担う「健幸アンバサダー養成講座」等が行われ、見守りや声をかけ合う地域づくりの担い手を養成しています。

アンケート調査や担い手へのヒアリングでは、ボランティアの潜在人口は多いが、うまく広告・宣伝ができていないと思うという意見が多くみられました。

新たな生活支援サービスの創出のためには、分野を問わず様々な活動者（団体・企業含む）とのつながりができるよう支援していく必要があります。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスだけでは賄いきれないニーズを、住民同士の支え合いにより補っていく必要があります。今後、多様な生活支援サービスの創出や住民同士の見守り合いができるよう、担い手の養成講座の継続や地域の高齢者等の生活支援ニーズの把握、地域の住民同士の支え合いを推進する啓発を検討する必要があります。

#### 方向性

地域が抱える課題を住民が「我が事」として受け止め、全ての市民が福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識を持ち、コミュニティの中で解決を図るための生活支援サービスが住民主体で創出できるよう、啓発や取組を推進します。

- 近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践します。
- 若い世代や障がい者なども一人一役として活躍できるよう、気軽に参画できる仕組みづくりを検討します。
- 新たな活動場所や機会を確保するため、企業・団体等事業者への働きかけを行い、活動場所等の拡大を図ります。
- 身近な生活支援活動やサービスが住民の参加により運営できるよう、また、養成や育成、マッチング等を行えるよう、検討を進めます。
- 支え合いの仕組みに参加するボランティアの活動意欲の維持と意識の向上を図り、新たな支え合いの活動に発展するよう支援します。

#### 市関連事業

民生委員・児童委員設置事業、生活支援体制整備事業、介護予防普及啓発事業、地域自治活動事業、滝沢地域づくり活動推進補助事業



## 取組項目

### 4 ボランティア・地域コミュニティ団体などによる活動への支援

#### 現状と課題

少子高齢社会が進展する中、地域の福祉ニーズが多様化し、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況が増えており、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする地域コミュニティ団体、障がい者就労支援サービス事業所等との連携の必要性が高まっています。分野を問わず様々な活動者（団体・企業含む）とのつながりを開拓していく必要があります。

福祉の専門職等が、福祉分野以外で活動している人や団体から話を聞く機会をつくり、新たな活動のヒントを得ることや課題解決と一緒に取り組むきっかけを持てるよう、つながりを持てる機会が必要です。

コロナ禍で活動場所（主に高齢者施設）が減少しているため、ボランティア登録者の活動意欲の向上を図るための検討が必要です。

アンケート調査では新たに活動してみたいという意見もみられたことから、地域での活動のみならず、障がいや高齢者の施設と連携し、新たな活動の場の創出により、ボランティア活動者のモチベーション維持と、新たな活動者の獲得が必要です。さらに、ニーズに即応できるマッチングの仕組みづくりが必要です。

#### 方向性

- 各団体の活動内容や募集・案内等の情報発信（情報提供）を行うほか、ボランティア団体や個人ボランティアの相談を受け、困りごとを解決するための支援を行います。
- ボランティア活動の参加につながるよう、ボランティア養成講座やプログラム開発を行います。
- 社会福祉協議会に設置しているボランティア活動センターを中心とし、生活支援ニーズや他機関とのマッチングができる取組を検討します。
- 活動の目的に応じて利用可能な各種助成制度等に関する情報を提供し、事業の拡充につなげます。
- 地域の各種委員と専門機関（地域包括支援センター、ケアマネジャーなど）との連携や顔の見える関係を構築するため、地域ごとのネットワーク会議等を開催します。

#### 市関連事業

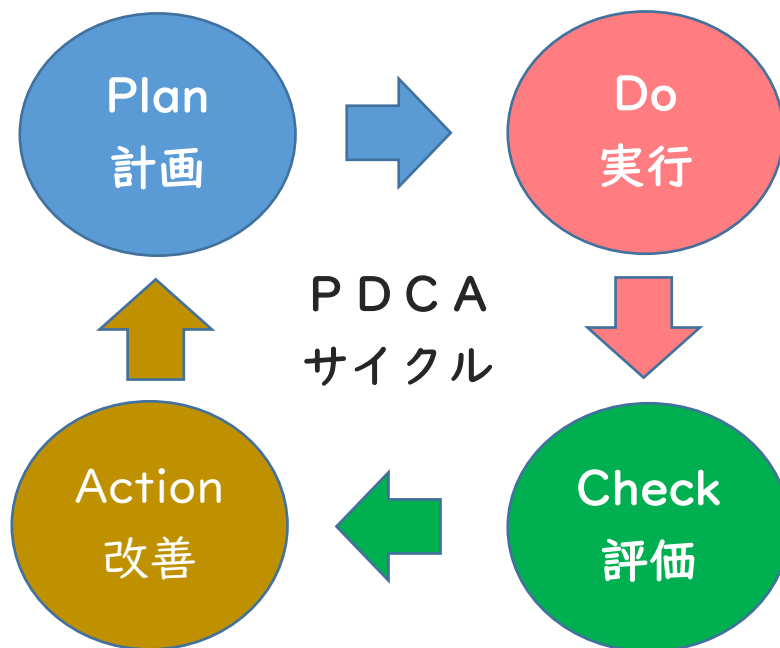
滝沢市身体障害者福祉協会補助事業、滝沢市手をつなぐ育成会補助事業、老人クラブ活動促進補助事業、生活支援体制整備事業、介護予防普及啓発事業、認知症総合支援事業、健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業）、滝沢地域づくり活動推進補助事業、NPO認証事業、地域学習推進事業（学びガイド）

## 第5章 地域福祉計画の推進に向けて

地域福祉計画の推進にあたっては、市民をはじめ、福祉関係や地域活動の関係機関・団体、ボランティア、社会福祉協議会、行政などのさまざまな主体が、地域共生社会の実現に向かい取り組む必要があります。

中間年次等には、福祉関係や地域活動の各団体、学識経験者などからご意見をいただきながら、PDCAサイクルにより計画の理念である「誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち」に向けた取組の方向性の確認や必要な見直しを行い、計画の推進を図ります。

また、計画の評価を行う際には、アンケート調査等の結果による定量的なものだけでなく、市民や福祉関係団体、地域活動団体が行っている取組に着目し、定性的な面もヒアリング等で確認していくこととします。



## I 市関連事業一覧

基本目標	取組項目	事業
人材づくり 「支え合いの心を 育て地域福祉の醸 成を図ります」	地域福祉の考え方 や地域福祉活動の 周知・啓発	地域自治活動事業
		地域学習推進事業（ふれあいまちづくり出前講座）
	人権意識の啓発	人権擁護事業
		介護サービス相談員派遣事業
		総合相談支援・権利擁護事業
		認知症総合支援事業（認知症サポーター養成講座）
	福祉教育の推進	参画・協働推進事業
		認知症総合支援事業 思春期保健事業
	ボランティアや地 域福祉の担い手の 養成・育成	障がい者地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修事業）
		生活支援体制整備事業
		介護予防普及啓発事業
		認知症総合支援事業
		保健推進員設置事業
		食生活改善・運動普及推進員養成、育成事業
精神保健事業		
地域自治活動事業、男女共同参画サポーターの育成支援		
地域学習推進事業（課題解決セミナー、学びガイド発行）		
滝沢市シルバー人材センター補助事業		
仕組みづくり 「地域課題の発見 から解決までの機 能の充実を図りま す」	課題の共有と連携 による解決	包括的・継続的ケアマネジメント事業
		地域ケア会議推進事業
		生活支援体制整備事業
		介護予防・日常生活支援総合事業
		地域自治活動事業
		参画・協働推進事業
		地域学習推進事業（生涯学習推進計画の推進）
	相談機能の充実	障がい者支援相談員設置事業
		家庭児童相談員設置事業
		地域子育て支援拠点事業
		母子・父子自立支援事業
		総合相談支援・権利擁護事業
		包括的・継続的ケアマネジメント事業
		精神保健事業
	育児支援事業	
	地域における支え 合いの仕組みづく り	消費者行政推進事業
		滝沢市安心生活相談事業
		生活支援体制整備事業
		緊急通報体制整備事業
	生活困窮者の支援 体制の構築	地域学習推進事業（社会教育団体補助事業）
生活保護事業		
中国残留邦人支援給付事業		
自殺対策の推進	生活困窮者自立支援事業	
	精神保健事業	

<p>仕組みづくり 「地域課題の発見から解決までの機能の充実を図ります」</p>	権利擁護の推進	障がい者地域生活支援事業（地域福祉課：理解促進研修・啓発事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見利用支援事業） 盛岡広域成年後見センター設置事業 成年後見制度利用支援事業（地域包括支援センター） 総合相談支援・権利擁護事業	
	再犯防止の推進	更生保護事業 滝沢市保護司協議会補助事業 防犯交通安全対策事務 防犯交通安全施設維持管理事業 交通安全推進事業	
	福祉サービスを利用しやすい環境づくり	広報発行事業 滝沢市ホームページ管理運営事業	
	専門機関や地域住民との連携	民生委員・児童委員設置事業 包括的・継続的ケアマネジメント事業 認知症総合支援事業 在宅医療・介護連携推進事業 健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業） 地域自治活動事業	
	<p>地域づくり 「地域で活動する個人・組織を支え地域福祉の活性化を図ります」</p>	地域活動の推進	滝沢市社会福祉協議会補助事業 民生委員・児童委員設置事業 生活支援体制整備事業 地域介護予防活動支援事業（いきいきサロン） 認知症総合支援事業 保健推進員設置事業 食生活改善・運動普及推進員養成、育成事業 健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業） 地域自治活動事業 自治公民館整備補助事業
		防災・災害時における支援活動の推進	災害時避難行動要支援者支援事務 消防団等活動事業 消防団等活動 自主防災組織育成事業
		地域住民による活動への支援	民生委員・児童委員設置事業 生活支援体制整備事業 介護予防普及啓発事業 地域自治活動事業 滝沢地域づくり活動推進補助事業
		ボランティア・NPOなどによる活動への支援	滝沢市身体障害者福祉協会補助事業 滝沢市手をつなぐ育成会補助事業 老人クラブ活動促進補助事業 生活支援体制整備事業 介護予防普及啓発事業 認知症総合支援事業 健康づくり事業（健幸アンバサダー養成事業） 滝沢地域づくり活動推進補助事業 NPO認証事業 地域学習推進事業（学びガイド）

## 2 計画策定の経過

日程	内容
令和3年8月25日	令和3年度第1回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和3年9月～10月	令和3年度地域福祉計画策定検討ワーキンググループ（全4回） ・各種データ分析 ・各課等相談内容の傾向分析 ・アンケート、ヒアリングの内容検討
令和3年11月8日	令和3年度第2回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和4年2月	滝沢市地域福祉計画に関するアンケート調査を実施
令和4年3月14日	令和3年度第1回次期滝沢市地域福祉計画策定懇談会 ・次期滝沢市地域福祉計画の概要説明 ・意見交換
令和4年6月～7月	ヒアリング調査を実施（福祉関係団体、地域活動関係者）
令和4年8月31日	令和4年度第1回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和4年9月～11月	令和4年度地域福祉計画策定検討ワーキンググループ（全2回） ・各課の取組状況確認 ・計画の評価 ・次期計画取組項目方向性の検討
令和4年10月7日	令和4年度第1回次期滝沢市地域福祉計画策定懇談会 ・滝沢市地域福祉計画策定の概要、基本理念・基本目標について説明 ・現計画の評価について説明 ・意見交換
令和4年10月19日	令和4年度第2回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和4年11月30日	令和4年度第3回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和4年12月8日	令和4年度第2回次期滝沢市地域福祉計画策定懇談会 ・次期計画取組の方向性（案）等の説明 ・グループワークを実施
令和5年1月17日	令和4年度第4回滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議
令和5年1月18日	令和4年度第3回次期滝沢市地域福祉計画策定懇談会 ・次期滝沢市地域福祉計画（案）について説明 ・意見交換
令和5年2月1日	パブリックコメントを実施（2月20日まで）
令和5年2月7日	庁議報告
令和5年2月15日	議会全員協議会で概要説明
令和5年3月7日	計画決定・公表

### 3 滝沢市地域福祉計画策定懇談会出席者一覧

前回（平成27年度）の計画策定時には委員を委嘱し、諮問に対する答申を行う「滝沢市地域福祉計画策定懇話会」を開催していましたが、今回は参加者から意見を聴取し、参考にしながら市が次期計画に反映していくこととし、令和3年度より懇談会を開催しました。

（令和3年度出席者）

区分	所属	職名	氏名
福祉関係団体の 構成者	滝沢市社会福祉協議会	会長	佐藤 光保
		常務理事 兼事務局長	高橋 正俊
	滝沢市民生児童委員連絡協議会	会長	山下 金吾
		副会長	中村 文雄
	滝沢市人権擁護委員	常務委員	田沼 一男
		常務委員	千田 小百合
地域活動関係者	滝沢市自治会連合会	会長	下田 富幸
		副会長	百目木 忠志
	かざばやしボランティアの会	会長	柳橋 民治
	岩手県立大学 ボランティアセンター	代表	松川 誠太郎
学識経験者	岩手県立大学社会福祉学部	准教授	佐藤 哲郎

(令和4年度出席者)

区分	所属	職名	氏名
福祉関係団体の 構成者	滝沢市社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	高橋 正俊
		事務局次長	柳田 好宏
	滝沢市民生児童委員連絡協議会	副会長	中村 文雄
		主任児童委員	大守 哲夫
	滝沢市身体障害者福祉協会	会長	塚本 潤一
	自立支援協議会（相談支援分科会） 相談支援事業所ひだまりの家	相談支援専門員	古舘 友師
	滝沢市老人クラブ連合会	会長	黒澤 明夫
	滝沢市保育協会 大沢保育園	園長	山本 佳代
	滝沢市人権擁護委員	常務委員	千田 小百合
滝沢市保護司連絡協議会	事務局長	松村 優子	
地域活動関係者	滝沢市自治会連合会	会長	百目木 忠志
	滝沢市子ども会育成連合会	会長	高橋 雅寛 (3回目)
		副会長	武田 美紀 (1回目)
		事務局員	伊東 麻由実 (2回目)
	滝沢市いきいきライフを語る会	副会長	伊藤 順子 (2回目)
		委員	三浦 万里衣 (1,3回目)
	チームオレンジたきざわ	リーダー	南舘 勇雄
	かざばやしボランティアの会	会長	柳橋 民治
	岩手県立大学 ボランティアセンター	代表	松川 誠太郎
滝沢市精神保健ボランティア あんずの会	会長	堰合 輝美	
元村東自治会	会長	井上 靖宏	
学識経験者	岩手県立大学 社会福祉学部	准教授	佐藤 哲郎

## 4 各種調査概要

### (1) 滝沢市地域福祉計画に関するアンケート調査

無作為に抽出した市民から地域福祉に関する考えや実態を把握するとともに、意見・提言を聞き、計画に反映するためアンケート調査を実施しました。

対象	18歳以上の市民
調査方法	標本調査（無作為抽出）
配付数	3,000件
回収数	1,334件
回収率	44.5%
実施方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和4年2月25日（金）～令和4年3月18日（金）



## (2) ヒアリング調査

地域の関係機関や団体等の現状や課題等を分析し、地域全体の課題として整理することを目的に、関係団体ごとに次期計画のビジョン「地域共生社会」、「包括的支援体制」に対する意見交換を実施しました。

(実施期間) 令和4年6月下旬から7月末

(意見聴取した機関・団体) 10団体 79名参加

区分	団体等	団体名等	参加人数	日程・場所	
福祉関係団体	社会福祉協議会		5	7月29日 市民福祉センター	
	民生児童委員連絡協議会		19	7月20日 市民福祉センター	
	自立支援協議会	相談支援分科会	8	7月14日 ビッグルーフ	
	ボランティア団体(3団体)	かざばやしボランティアの会		4	7月28日 小岩井公民館
		岩手県立大学学生ボランティアセンター		4	7月14日 県立大学内
		精神保健ボランティアあんずの会		8	7月11日 市民福祉センター
地域活動関係者	自治会連合会(2団体)	滝沢ニュータウン自治会	7	7月29日 市役所分庁舎	
		元村東自治会	12	7月20日 ふるさと交流館	
	人権擁護委員		9	6月29日 市民福祉センター	
	保護司会		3	6月28日 中会議室	

(ヒアリングの実施方法) グループインタビュー形式

テーマ:「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指して」

## 5 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置規程

平成27年3月31日訓令第10号

改正

平成29年12月28日訓令第33号

令和3年8月16日訓令第22号

### 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 滝沢市地域福祉計画の策定、見直し及び推進（以下「計画策定等」という。）を円滑かつ効果的に推進していくため、滝沢市長部局行政組織規則（平成26年滝沢市規則第11号）第29条の規定に基づき、滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定等に係る意見に関すること。
- (2) 計画策定等に係る調査、検討、調整等に関すること。
- (3) その他計画策定等に必要事項に関すること。

(組織)

第3条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって構成する。

- 2 リーダーは、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 リーダーは、必要に応じてチームを招集し、その議長になる。

- 2 リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 リーダーは、必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 チームの所掌事項の調査及び関係事項の実務的な検討を行うため、チームにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの組織等については、リーダーが定める。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日訓令第33号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月16日訓令第22号)

この訓令は、令和3年8月16日から施行する。

別表 (第3条関係)

所属	職名
健康福祉部	生活福祉課長
	児童福祉課長
	高齢者支援課長
	地域包括支援センター所長
	健康推進課長
	健康づくり政策課長
	保険年金課長
市民環境部	地域づくり推進課長
	防災防犯課長

## 6 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチームメンバー一覧

(令和3年度)

区分	職名	氏名
健康福祉部	健康福祉部長	◎ 丹野 宗浩
	地域福祉課長	○ 熊谷 和久
	生活福祉課長	齊藤 明德
	児童福祉課長	田村 真弓
	高齢者支援課長	藤倉 友久
	地域包括支援センター所長	滝田 律子
	健康推進課長	猿舘 睦子
	健康づくり政策課長	正木 賢
	保険年金課長	田沼 政司
市民環境部	地域づくり推進課長	藤島 洋介
	防災防犯課長	日向 秀次

◎：リーダー ○：サブリーダー

(令和4年度)

区分	職名	氏名
健康福祉部	健康福祉部長	◎ 丹野 宗浩
	地域福祉課長	○ 滝田 律子
	生活福祉課長	下佐 貴宏
	児童福祉課長	田村 真弓
	高齢者支援課長	藤倉 友久
	地域包括支援センター所長	森 智美
	健康推進課長	猿舘 睦子
	健康づくり政策課長	正木 賢
	保険年金課長	熊谷 明美
市民環境部	地域づくり推進課長	藤島 洋介
	防災防犯課長	高橋 進

◎：リーダー ○：サブリーダー

---

---

## 第2次滝沢市地域福祉計画

令和5年3月

編集・発行 滝沢市健康福祉部地域福祉課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶺飼5-5

TEL 019-684-2111 (大代表)

---

---